

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致の成り立ちは、高知県から徳島県に流れる一級河川「吉野川」^{よしの}や、それを支えるいくつもの支流から周辺の自然とともに形成されている。

吉野川中流域の急峻な溪谷に位置する「祖谷」^{いや}や「大歩危小歩危」^{おおほけこほけ}は、平家伝説や妖怪伝説が残る秘境の地である。こうした地では、独自の文化が生まれ山村集落が形成されており今日まで受け継がれ、癒しと温もりを感じさせる歴史的風致が形成されている。

本市の中心市街地である「池田町」^{いけだちよう}や「井川町」^{いかわちよう}は、香川県や愛媛県との交通の要衝地であったことから藩政時代より「郷町」^{ごうち}として流通商品の取り扱いを独占的に保証されてきた町であり、今でもその面影が残る町並みは市民にとって愛着のある歴史的風致を形成している。

吉野川の支流である祖谷川を有する祖谷地域から、吉野川と合流した大歩危小歩危の山城地域、そして広大な平野を有する池田町、井川町、三野町^{みのちよう}へと流域ごとに移り変わる景観と同様に、人々の生業、祭礼、町並みの成り立ちが変化し、周辺の自然と一体となっている。



吉野川の支流「祖谷川」

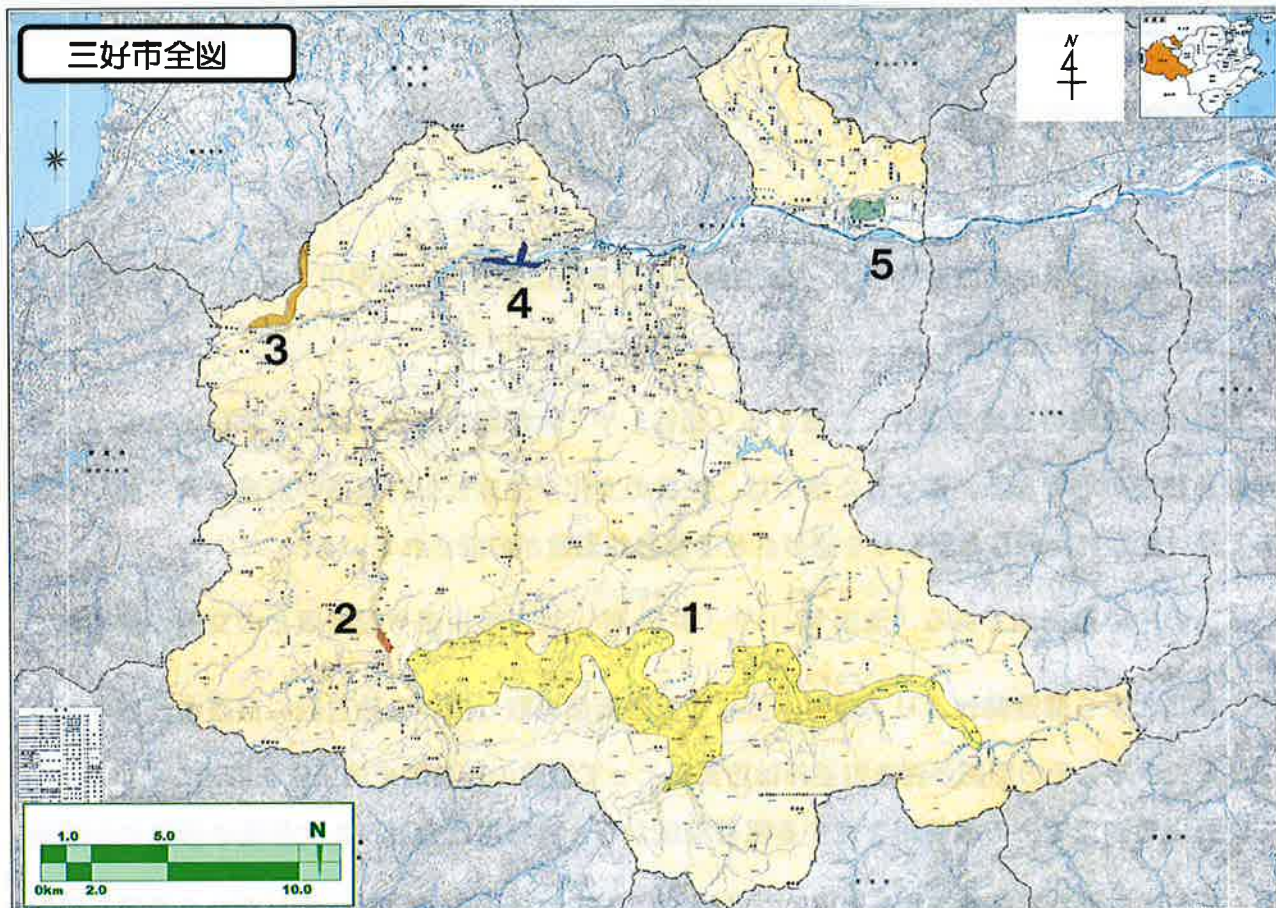


池田町佐野の「馬路川」



郷町を支えた「吉野川」

■歴史的風致の分布



1. 吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致（祖谷）
2. 吉野川上流域に残る歴史的風致（大歩危小歩危）
3. 吉野川支流馬路川流域に残る歴史的風致（池田町うまじ佐野さの）
4. 吉野川中流域に残る歴史的風致（池田町及び井川町）
5. 吉野川支流河内谷川流域に残る歴史的風致（三野町こうちだに）

2. 重点区域の位置

重点区域は、重要文化財等として指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、歴史的・地域的關係性に基づく一体性をもって良好な環境を形成している範囲である。第2期計画では、第1期計画において実施された施策によって、新しく歴史的価値を見出し良好な環境が形成された地区も範囲としてある。重点区域とした範囲は、更なる歴史的風致の維持及び向上を図るための施策が必要な範囲とする。重点区域は次のとおり。

- ①山村集落の原風景を残す祖谷地方である「吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致（祖谷）」
- ②愛媛県及び香川県との交流及びお遍路さんで栄えた池田町佐野の「吉野川支流馬路川流域に残る歴史的風致（池田町佐野）」
- ③伝統産業のたばこ産業で栄えた池田町及び井川町の伝統的な町並み周辺の「吉野川中流域に残る歴史的風致（池田町及び井川町）」

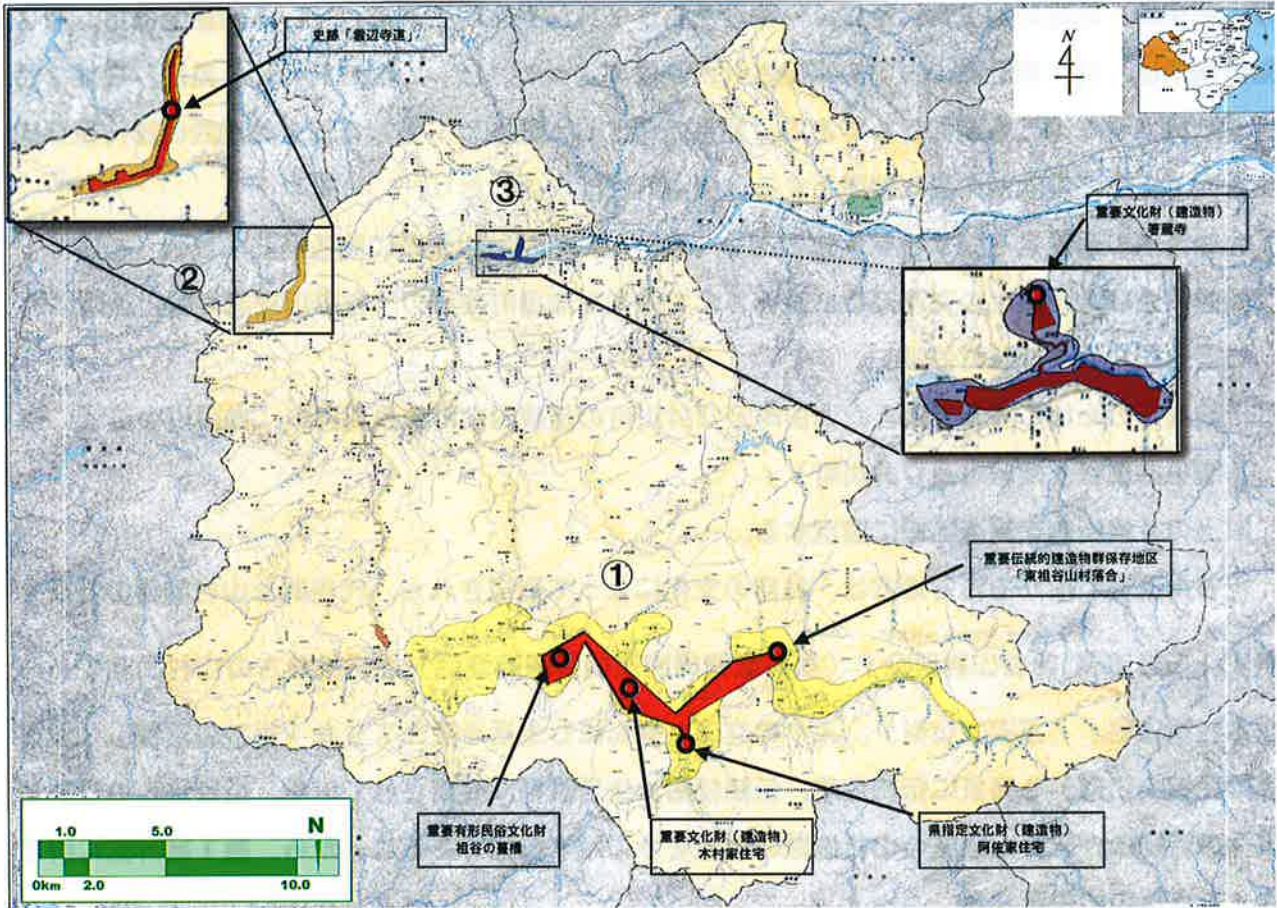
以上の3箇所内を重点区域に設定する。

祖谷川流域に広がる祖谷地方は、独自の文化によって形成された、代表的な山村集落の特徴を表す「三好市東祖谷山村落合」ひがしい や やまむらおちあい（重要伝統的建造物群保存地区）と祖谷最古の山村民家である「木村家住宅」（重要文化財）、人々の交流を盛んにし生活を支えてきた「祖谷の蔓橋」（重要有形民俗文化財）を背景に伝統生業、伝統技術、生活慣習が継承されている。祖谷地方の景観と人々の活動は、三好市固有の山村地域の風情を今に残す地域であることから、第1期計画に引き続き重点区域に設定する。

次に吉野川支流馬路川流域にある池田町佐野は、愛媛県及び香川県に接する地域であったため、交流人口が盛んであり香川県へ牛を貸し出す「借耕牛」かりこうし等も行われていた。また、佐野を通る伊予街道は、四国霊場六十六番札所「雲辺寺」うんべんじへの遍路道へんろみち（史跡）としても利用され、お接待せったい場としても栄えた地域である。歴史的建造物では、お遍路さんのお接待、酒造業で栄えた「古本家住宅」（登録有形文化財）が残されており、平行する旧伊予街道には、お遍路さんの姿が今も見られる。池田町佐野は、こうした風情が今も残る地域であることから、新しく重点区域に設定する。

最後に、吉野川中流域にあるたばこ産業で栄えた池田町と井川町の伝統的な町並み周辺は、箸蔵寺はしくらじ（重要文化財）や、たばこ産業の繁栄とともに形成された「うだつの町並み」等の歴史的建造物があり、その周辺では伝統的な生業である酒造業、民俗芸能のたばこ踊りや阿波踊りあわが継承されており、三好市の歴史や代表的伝統産業の繁栄の歴史を物語る地域であることから、第1期計画に引き続き重点区域に設定する。

重点区域の位置図



- ①吉野川支流祖谷川流域「祖谷地区」
- ②吉野川支流馬路川流域「池田町佐野地区」
- ③吉野川中流域「池田町及び井川町地区」

3. 重点区域の区域・名称・面積

①重点区域：吉野川支流祖谷川流域「祖谷地区」

(図①)

(面積：約162ha)

重点区域は、図①に示すとおりである。

伝統技術によるかずらばし蔓橋の架け替えや「西祖谷のじんだい神代踊」(重要無形民俗文化財)、伝統作物の栽培等の活動が行われる「祖谷の蔓橋」(重要有形民俗文化財)、「木村家住宅」(重要文化財)、「三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区」(重要伝統的建造物群保存地区)、の歴史的建造物及びその周辺を基本とする。

詳細は、以下のとおり。

祖谷地区における重点区域は、重要有形無形文化財「西祖谷の神代」が行われる「天満宮」を始め西祖谷山村ぜんとく善徳集落と、蔓橋によって交流が行われていた今久保集落、閑定集落を含める。

そこから、重要文化財「木村家住宅」の位置する釣井集落、県指定文化財(建造物)「阿佐家住宅」を囲み、重要伝統的建造物群保存地区である落合集落の対岸の中上集落及び隣接する栗枝渡集落を含みながら、一部展望できる大枝集落を包括した範囲をエリアとする。

重点区域：吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致（面積：約162ha（図①））

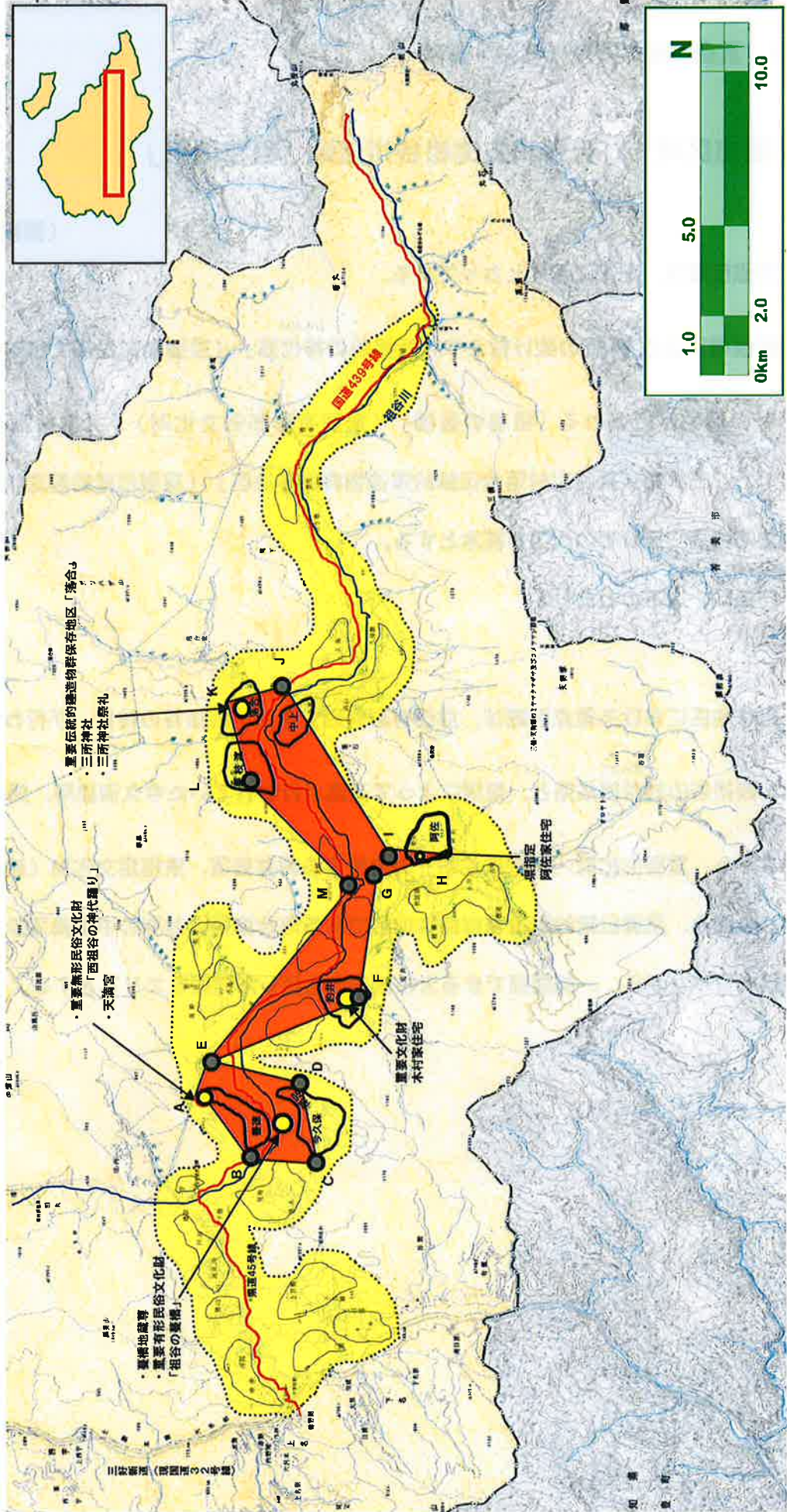
重点区域

吉野川支流祖谷川流域「祖谷地区」

●：重点区域

■：歴史的風致エリア

○：山村集落エリア



重点区域詳細境界線

範圍	説明
A～B	三角点※1032.6m(善徳集落)～三角点632.5m(善徳集落)
B～C	三角点632.5m(善徳集落)～三角点814.3m(今久保集落)
C～D	三角点814.3m(今久保集落)～三角点1112.5m(閑定集落)
D～E	三角点1112.5m(閑定集落)～三角点518.6m(平集落)
E～F	三角点518.6m(平集落)～三角点721m(釣井集落)
F～G	三角点721m(釣井集落)～新居屋橋
G～H	新居屋橋～県指定文化財(建造物)阿佐家住宅
H～I	県指定文化財(建造物)阿佐家住宅～三角点755.5(阿佐集落)
I～G	三角点755.5(阿佐集落)～新居屋橋
G～J	新居屋橋～三角点568.3m(落合)
J～K	三角点568.3m(落合集落)～重要伝統的建造物群保存地区「落合」
K～L	重要伝統的建造物群保存地区「落合」～三角点1005.1(栗枝渡集落)
L～M	三角点1005.1(栗枝渡集落)～三角点1072.3m(大枝集落)
M～E	三角点1072.3m(大枝集落)～三角点518.6m(平集落)
E～A	三角点518.6m(平集落)～三角点1032.6m(善徳集落)

※三角点：国土地理院より

②重点区域：吉野川支流馬路川流域「池田町佐野地区」

(図②)

(面積：約12ha)

重点区域重点区域の位置については、図②に示すとおりである。

重点区域の範囲については、三好市の維持向上すべき歴史的風致における地域区分に応じ、以下のとおり範囲を決定する。

重点区域は、雲辺寺へのお遍路とお接待の活動が行われる「雲辺寺遍路道(国史跡)」、「古本家住宅(登録文化財)」等の歴史的建造物及びその周辺を基本とする。

具体的な区域の境界は、古本家住宅と並行する旧伊予街道を始点に、佐野神社と周辺の町並みを囲み、雲辺寺遍路道入口(古本家住宅より0.7km)から、雲辺寺入り口までの遍路道とする。

重点区域：吉野川支流馬路川流域に残る歴史的風致(面積：約12ha(図②))

重点区域

吉野川支流馬路川流域「池田町佐野地区」

- ：重点区域
- ：歴史的風致エリア

重点区域詳細境界線

範囲	説明
A~B	古本家住宅(敷地含)から佐野神社(境内地含) [市道佐野線幅員10m含]
B~C	佐野神社(敷地内含)から遍路道入口 [市道佐野線幅員10m含]
C~D	遍路道入口から史跡「遍路道」[雲辺寺入口まで]
D~A	史跡「遍路道」から古本家住宅



③ 重点区域:吉野川中流域「池田町及び井川町地区」

(図③)

(面積:約30ha)

重点区域重点区域の位置については、図③に示すとおりである。

重点区域の範囲については、三好市の維持向上すべき歴史的風致における地域区分に応じ、以下のとおり範囲を決定する。

吉野川中流域「池田町及び井川町地区」の重点区域は、たばこ踊りと阿波踊り、伝統生業の酒造業等の活動が行われる、「うだつの町並み」等の歴史的建造物群及び住民の信仰が深った「箸蔵寺(重要文化財)」周辺とする。また、「箸蔵寺(重要文化財)」の対岸に残る農村集落の一部(棚田)を含む範囲を重点区域の区域とする。

■重点区域詳細境界線

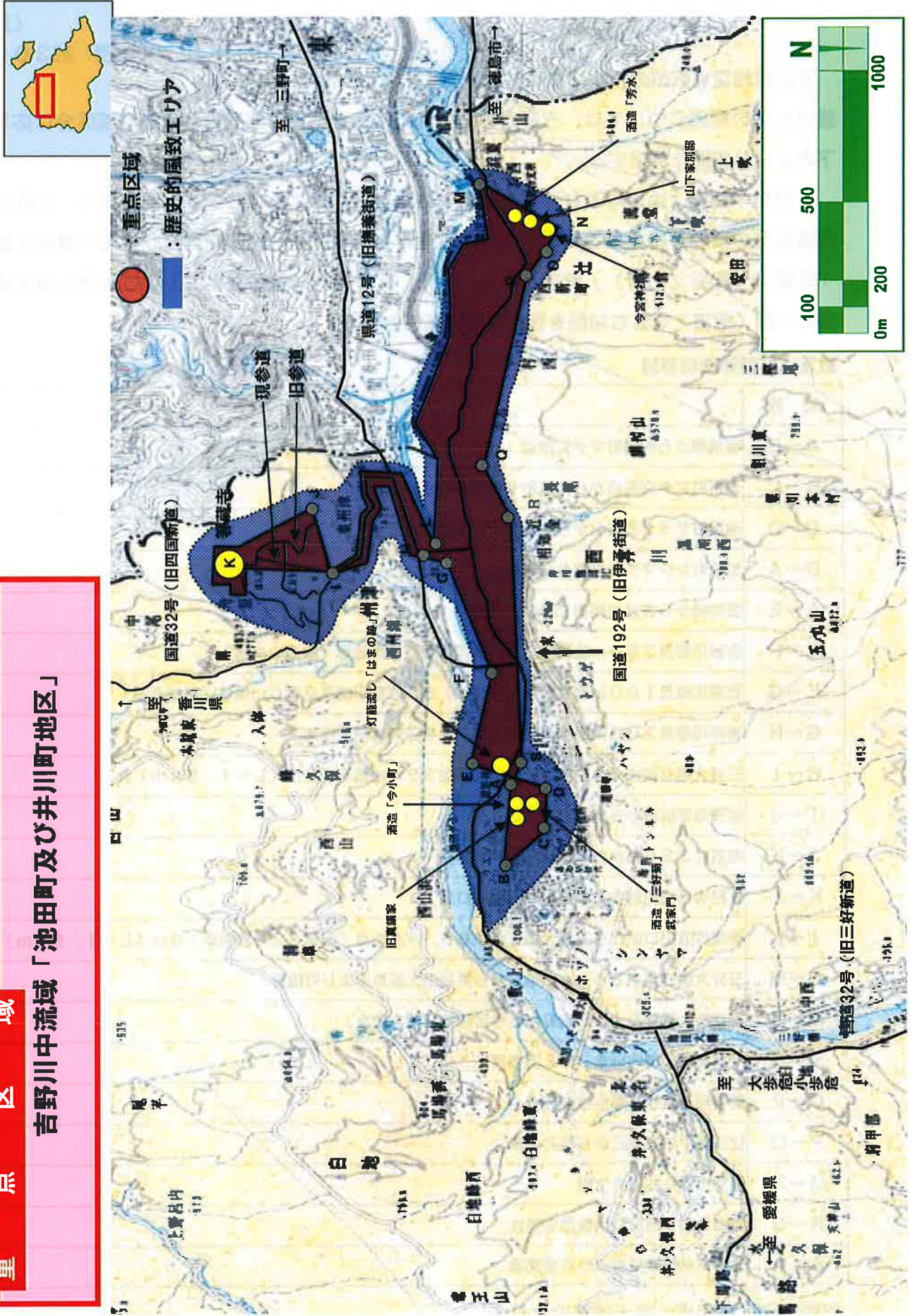
範囲	説明
A～B	書院橋から池田町マチ交差点
B～C	池田町マチ交差点から池田町サラダ交差点
C～D	池田町サラダ交差点から池田町シンマチ交差点
D～A	池田町シンマチ交差点から書院橋
A～E	書院橋から吉野川幅員280m地点
E～F	吉野川幅員280m地点から吉野川幅員100m地点(四国中央橋)
F～G	吉野川幅員100m地点(四国中央橋)から吉野川幅員200m地点(三好大橋)
G～H	吉野川幅員200m地点(三好大橋)から三好大橋交差点
H～I	三好大橋交差点から箸蔵寺登山駅(国道32号線幅員10m(L=1.5km)舎)
I～J	箸蔵寺登山駅から標高点※335m
J～K	標高点335mから箸蔵寺(境内地舎)
K～I	箸蔵寺(境内地舎)から箸蔵寺登山口駅
I～L	箸蔵寺登山口駅から三好大橋三角点86.4m地点(国道32号線幅員10m(L=1.6km))
L～M	三好大橋三角点86.4m地点から美濃田大橋東みよし町境界
M～N	美濃田大橋東みよし町境界から今宮神社(境内地舎)
N～O	今宮神社(境内地舎)から関帯橋
O～P	関帯橋から辻高等学校交差点
P～Q	辻高等学校交差点から西井川橋
Q～R	西井川橋から出の上橋
R～S	出の上橋～池田町供養地交差点
S～A	池田町供養地交差点から書院橋

※標高点・三角点：国土地理院より

③重点区域：吉野川下流域に残る歴史的風致（面積：約30ha（図③））

重点区域

吉野川中流域「池田町及び井川町地区」



4. 重点区域設定の根拠と歴史的風致維持向上の効果

本市は、近年の高齢化社会、後継者不足等の社会環境の変化により合併より約10年間で10,000人以上の人口が減少した。これにより空き家の増加や良好な風致を形成する周辺の耕作地、林地の荒廃化が進み、活動の拠点となる歴史的建造物も老朽化が目立ち早急な修理保存が急がれる等歴史的景観の維持が危惧される状況である。

また、歴史的風致を継承するうえで重要な民俗芸能や茅葺き、蔓橋の架け替え技術等の担い手の育成確保も大きな課題となっている。

こうした中、特に多様な文化遺産が豊富に存在し、人々の活動がしっかり受け継がれた三好市固有の歴史的風致を色濃く残している祖谷地区、池田町佐野地区、池田町及び井川町地区を重点区域に設定し、歴史的環境形成総合支援事業、社会資本整備総合交付金事業や景観計画に基づく事業、文化財保存整備事業等の関連事業を重点的に実施することにより、地域固有の文化財や伝統芸能、伝統技術の保存と継承を図ることができる。

第1期計画では、それぞれの重点区域の核となる歴史的建造物を、各省庁の支援事業により整備を進めてきた。これにより、それぞれの重点区域の歴史文化に対して、市民意識の向上にも繋がった。また外国人観光客などの交流人口も増加し地域の活性化を図ることができた。

ひとつの歴史的風致が維持向上することによって、その効果が周辺の地域にも波及し、歴史と文化を活かしたまちづくりの認識を市域全体で高めることができる。これに伴い、地域間での共有理解が進むとともに、市民の郷土に対する愛着や誇りが高まり、市域全体における歴史的風致の維持向上につながる。こうして各地域の歴史的風致が維持向上することにより、更に多くの観光客を誘導することができ、地域の活性化等の効果が期待できる。

第2期計画では、第1期計画で重点区域に設定した祖谷地区・池田町及び井川町地区は、引き続き歴史的風致を維持向上するために重点区域に設定する。また新たな歴史文化遺産として掘り起こされた、池田町佐野地区を重点区域に設定することにより、更なる歴史的風致を核としたまちづくりの推進が期待できる。

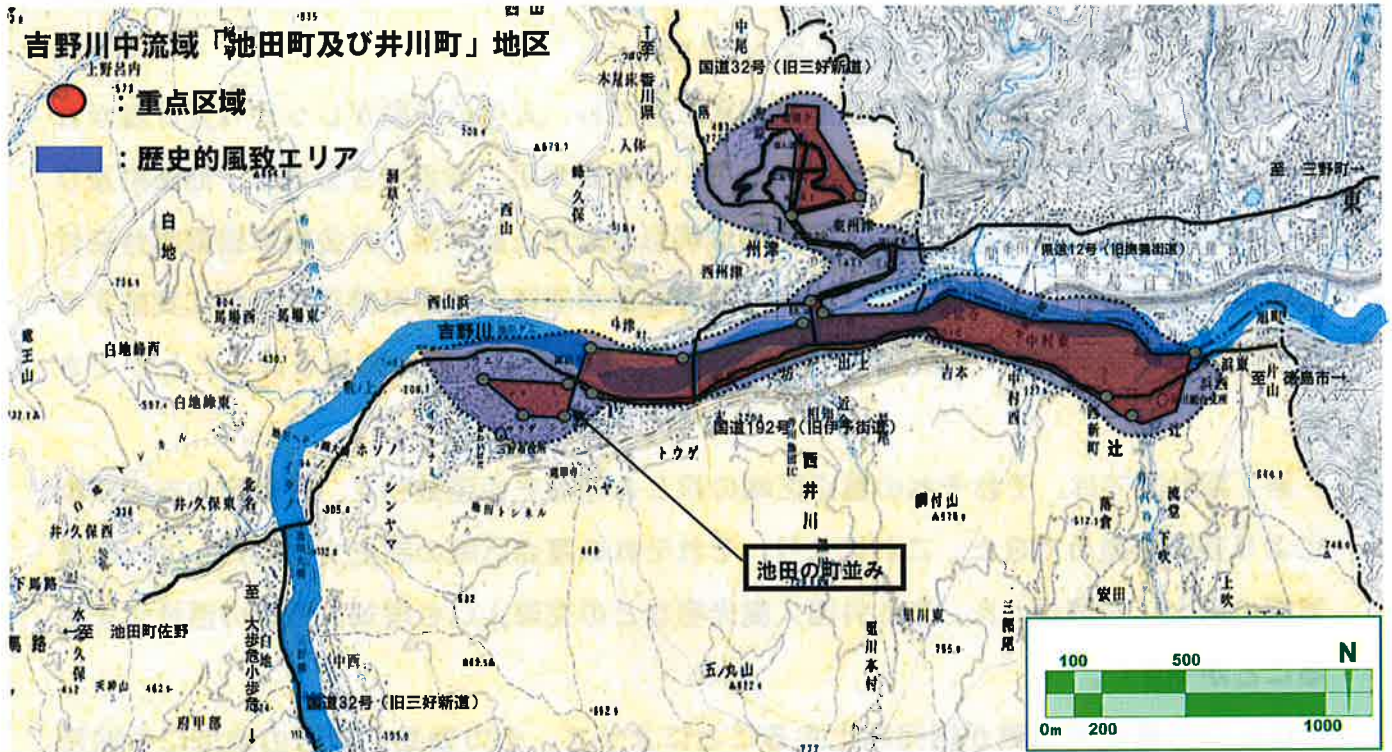
5. 良好な景観の形成に関する施策との連携とこれまでの成果

① 都市計画との連携

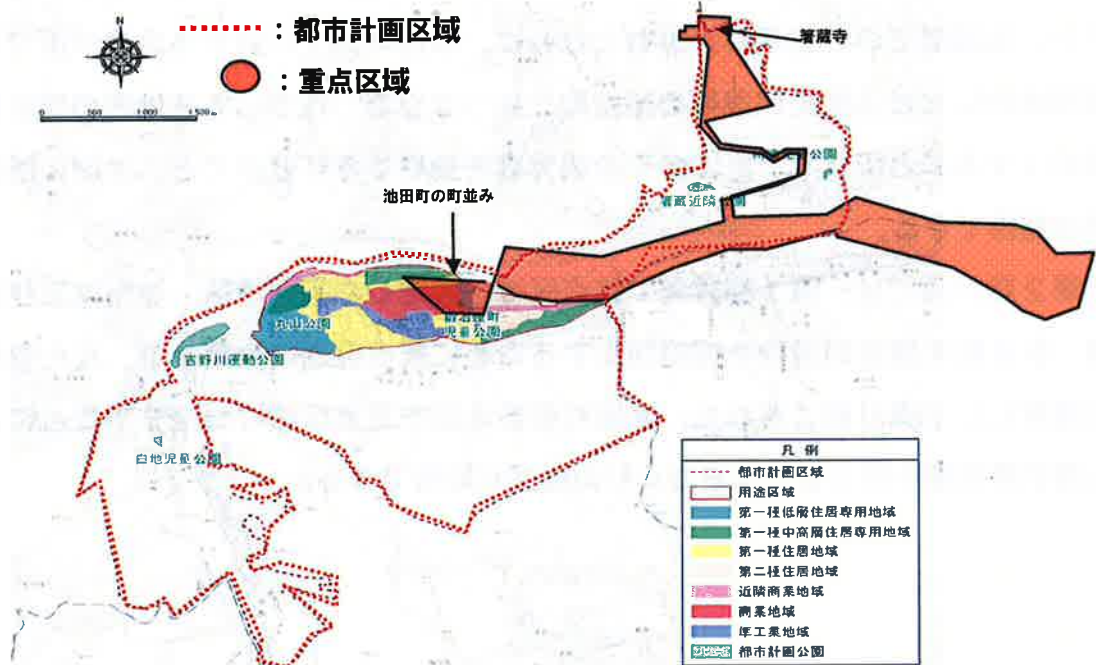
本計画における重点区域内に、吉野川中流域「池田町及び井川町」地区における池田町の町並みで都市計画区域（1634ha）の指定がされ、このうちの約210haで用途地域を定めている。都市計画区域及び用途地域の指定状況は下図に示すとおりである。

用途地域の指定は、多くの範囲で第一種住居地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域となっており、住環境に配慮した指定を行っている。

今後も景観計画に定める高さ規制と整合した都市計画高度地区を検討し、町並みの景観を保護していく。



重点区域内の都市計画区域



②三好市景観計画との連携

本市では、市内における良好な景観の形成を促進し、美しく風格ある町並みの形成、潤いのある豊かな生活環境の創造等の実現を図るため、平成23年3月には「三好市景観計画」を策定し、7年前の平成24年4月に「三好市景観条例」を施行した。

三好市景観計画では、都市再生整備計画、三好市観光基本計画、三好市歴史的風致維持向上計画と連携させながら景観の観点から総合的なまちづくりの推進のため景観区域を定めることにしており、「自然景観の保全」「身近な景観の整備」「景観を阻害する要因の排除」「景観を支える社会と活動の育成」「景観を慈しむ意識の醸成」を基本方針として、区域における行為の制限や誘導を図ることとする。

三好市歴史的風致維持向上計画で設定する重点区域については、「吉野川支流祖谷川流域『祖谷地区』」は『歴史的風致ゾーンⅠ』に、「吉野川支流馬路川流域『池田町佐野地区』」は『自然景観ゾーン』に、「吉野川中流域『池田町及び井川町地区』」は池田町の町並みや箸蔵寺で「市街地景観ゾーン」と「歴史的風致ゾーンⅡ」、井川町地区周辺は『集落景観ゾーン』として位置づけを図っている。（次のページ参照）特に歴史的風致ゾーンにおいては、斜面地の集落やうだつの町並みの景観の継承を図るため地区内の建築物、工作物の建築や色彩の配慮、周囲の農地等の景観保全、周囲の景観に調和した案内板、展望スポットの整備等を方針に据え、良好な景観形成のため行為の内容や形態、意匠、色彩、屋外広告物等に係る景観形成基準を定めるとともに景観保全に向けた整備を図ることとする。特に屋外広告物の無秩序な乱立は、周囲の町並みやその背景の自然的景観を阻害してしまう恐れがあるため、行為の制限については「徳島県屋外広告物条例」を適用し、景観重要建造物及び景観重要樹木への設置を原則禁止としている。

こうした景観の形成に関する施策によって、1期計画では、「祖谷川流域『祖谷地区』」において重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」では市単独事業で、トタン屋根の色統一による屋根塗り替えを行い、山村集落の景観保全が図られた。また、個人所有の古民家では、景観保全のため古色を使用した改修するなど、市民意識の向上に成果が得られた。

第2期でも、引き続き景観の形成に関する施策を行うとともに、第1期での事例報告を行うなどのワークショップにより、市民意識の向上に繋がるよう努める。

■塗り替え前



■塗り替え後



■重要伝統的建造物群保存地区「東祖谷山村落合」における屋根の色統一化による景観整備

■景観特性などに応じた区分（ゾーン分け）

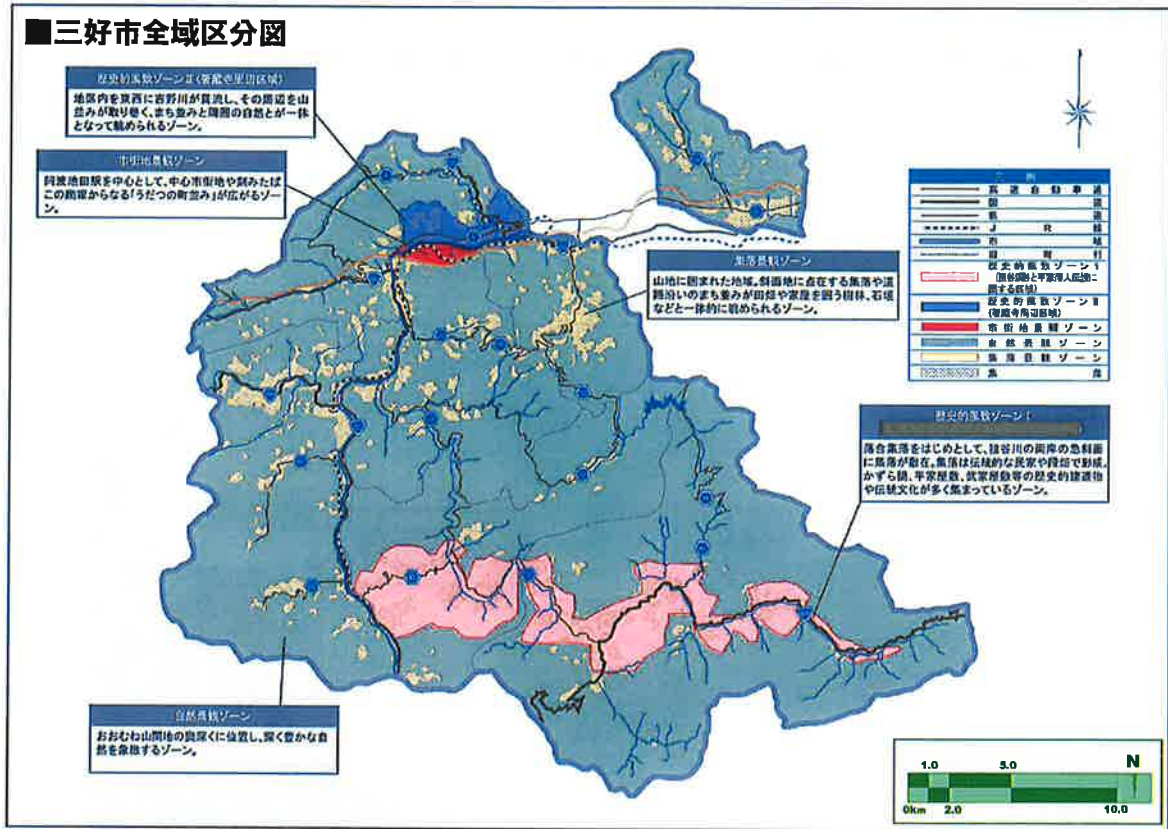
本市は、広大な面積のなか地域ごとにそれぞれが持つ様々な種類の資源により独自の景観特性を有しており、効果的な景観づくりを図るためには、それらの景観特性をはじめ、既存の法規制等の状況や今後策定される計画などに応じたきめ細かな対応が必要である。

そのため主に土地利用の違いや集落分布の特徴から形成される景観特性に応じて、景観計画区域を以下に示す5つに区分（ゾーン分け）している。

■景観計画区域の区分別にみる、景観特性及び既存の法規制との対応関係

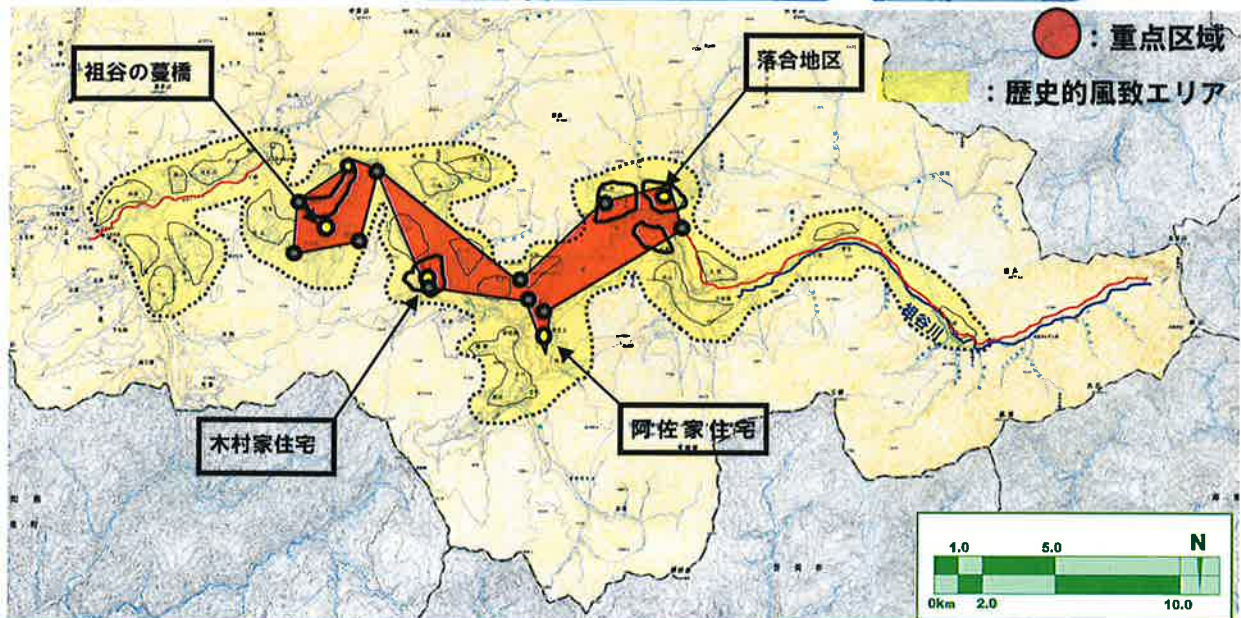
景観区分（ゾーン）	景観特性	既存の法規制における指定区域との対応関係
自然景観ゾーン	剣山国定公園や箸蔵県立自然公園、四国遍路道、風致保安林等をはじめとして、深く豊かな自然景観を象徴するゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法〔剣山国定公園〕 ・徳島県立自然公園条例〔箸蔵県立自然公園〕 ・森林法〔風致保安林〕 ・自然環境保全法／徳島県自然環境保全条例〔自然環境保全地域〕 ・農業振興地域の整備に関する法律〔農業振興地域整備計画・農用地区域〕
集落景観ゾーン	先人たちの生活の知恵と工夫の結晶である家屋や田畑や石垣等が一体となって眺められる文化的景観ゾーン （斜面地に形成された集落が特徴的）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律〔農業振興地域整備計画・農用地区域〕
市街地景観ゾーン	阿波池田駅を中心として、周囲に連なる山並みを背景に、中心市街地や刻みればこの商家からなる歴史的な「うだつのまち並み」が広がる市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法〔都市計画区域〕 ・屋外広告物法〔禁止地域〕〔許可地域〕 ・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律〔三好市歴史的風致維持向上計画・重点地区〕
歴史的風致ゾーンⅠ	祖谷地方固有の伝統的な古民家からなる傾斜地の山村集落と蕎麦、源平いも等の栽培にみる伝統的な生業とが、背後の深く豊かな自然景観と一体となって眺められるゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律〔三好市歴史的風致維持向上計画・重点地区〕 ・文化財保護法〔落合地区・重要伝統的建造物群保存地区〕
歴史的風致ゾーンⅡ	地区内を東西に吉野川が貫流し、その周囲を山並みを取り巻く、まち並みと周囲の自然とが一体となって眺められるゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律〔三好市歴史的風致維持向上計画・重点地区〕

このように、ゾーン分けされたエリアと本計画にある歴史的風致エリアとの関係については、次のページのとおりである。



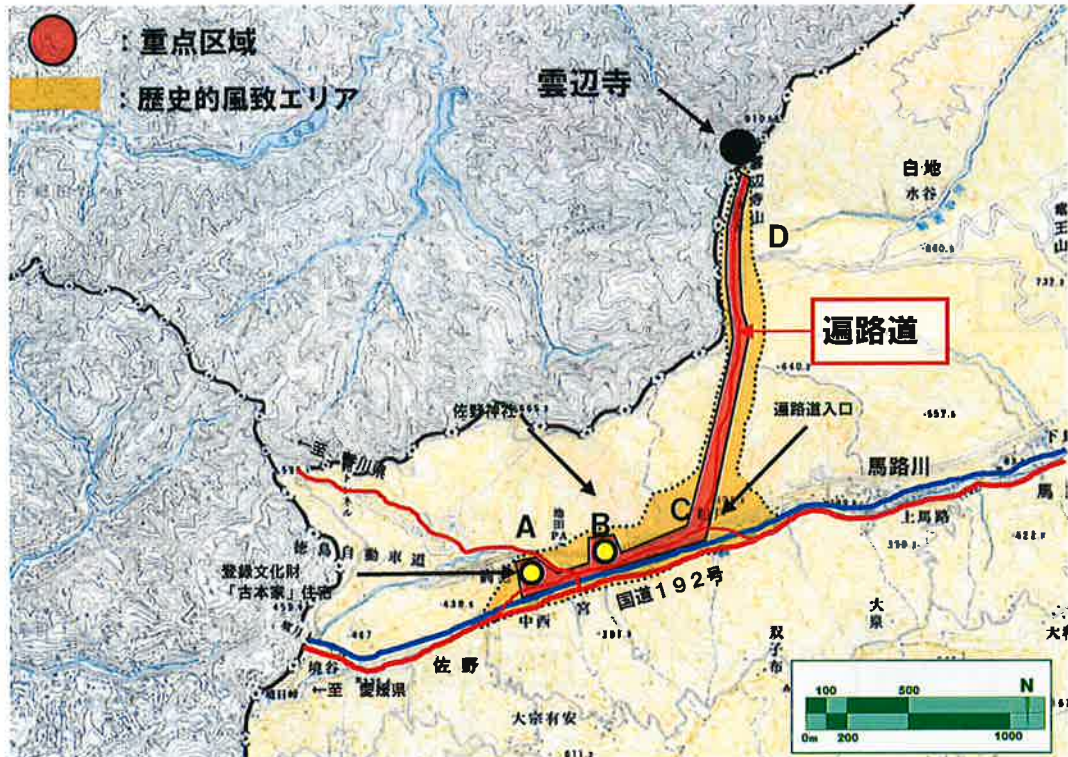
◎祖谷地域の歴史的風致エリア及び重点区域は、景観計画「歴史的風致ゾーンⅠ」に位置している。

■拡大図：景観計画「歴史的風致ゾーンⅠ」



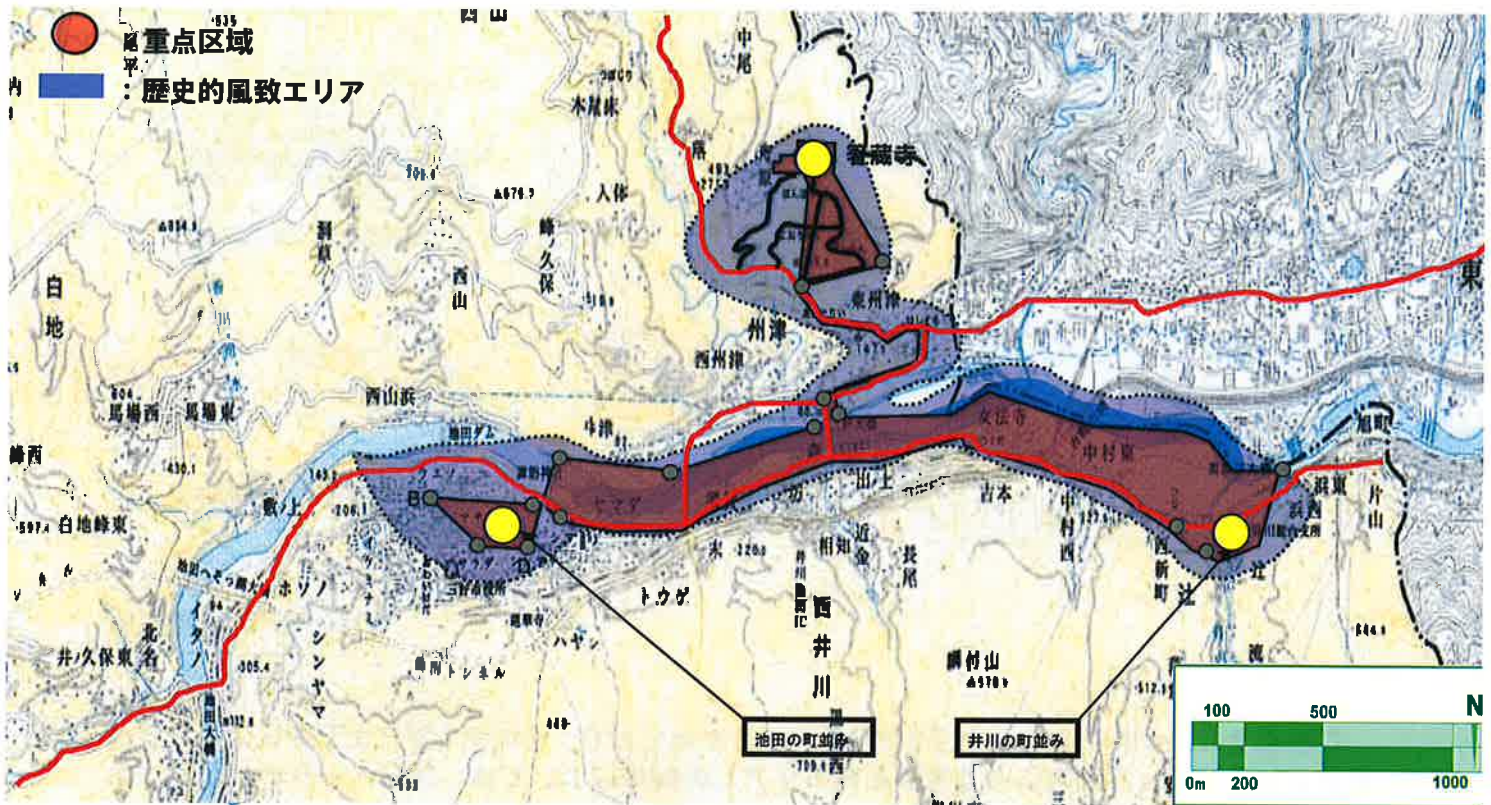
◎池田町佐野地域の歴史的風致エリア及び重点区域は、景観計画「自然景観ゾーン」に位置している。

■拡大図：景観計画「自然景観ゾーン」



◎池田町及び井川町の歴史的風致エリア及び重点区域は、箸蔵寺周辺は景観計画「歴史的風致ゾーンII」に該当し、阿波踊り活動周辺は「市街地ゾーン」、今宮神社のある井川町は「自然景観ゾーン」に位置している。

■拡大図：景観計画「歴史的風致ゾーン」・「市街地ゾーン」・「自然景観ゾーン」

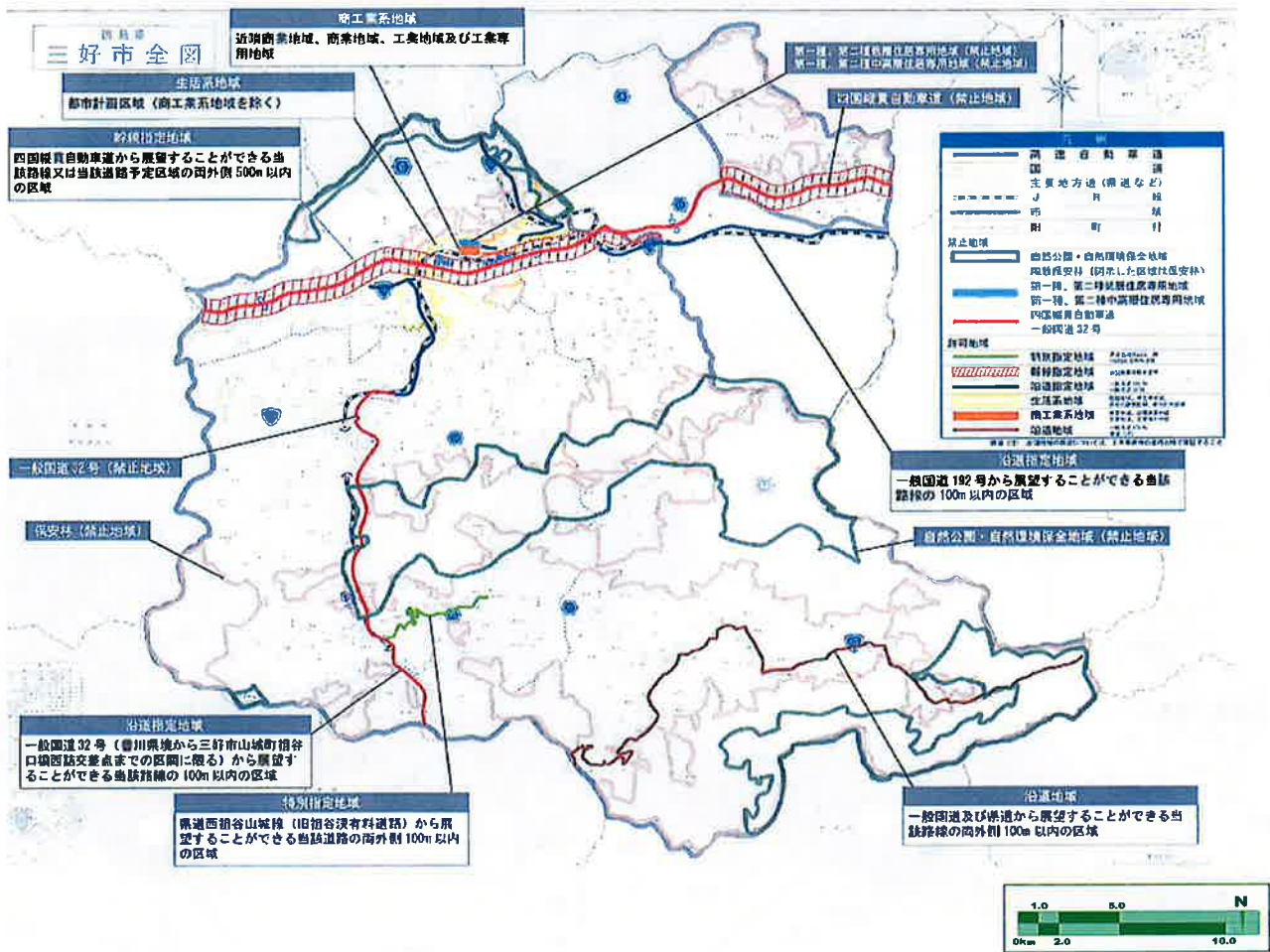


③ 徳島県屋外広告物条例の活用

徳島県屋外広告物法は規定に基づく屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置並びに、これらの維持並びに屋外広告業についての必要な規制等を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としたものである。

下図で示すとおり、本市の歴史的風致計画と一致する箇所があることから、条例を活用しながら景観を保護していく。

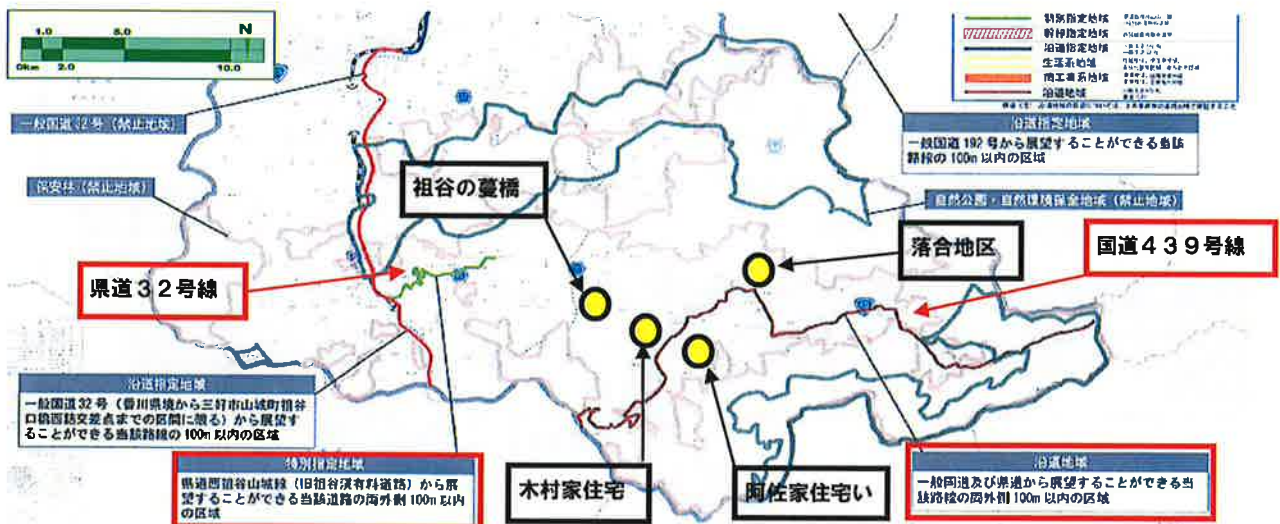
■「徳島県屋外広告物条例」における禁止地域および許可地域



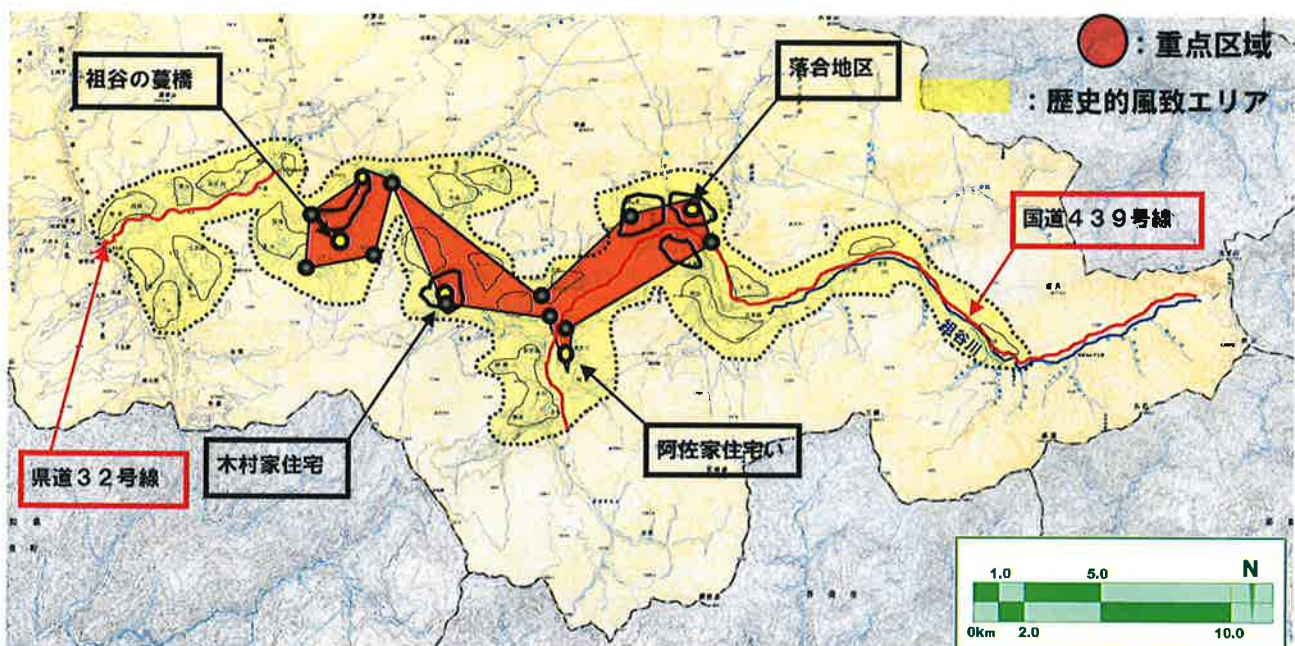
このように、大きくは禁止地域と許可地域に分かれており、その中で更にエリアによって規制は異なっている。本計画にある重点区域エリアとの関係については、次のページのとおりである。

◎祖谷地区の歴史的風致エリア及び重点区域における規制範囲は、以下の図に示すとおりである。

禁止地域には、該当してはいないが、県道32号線及び国道439号線には路線から展望できる範囲に対して規制がかけられている。



■拡大図：徳島県屋外広告物条例禁止及び許可位置図「祖谷地区」

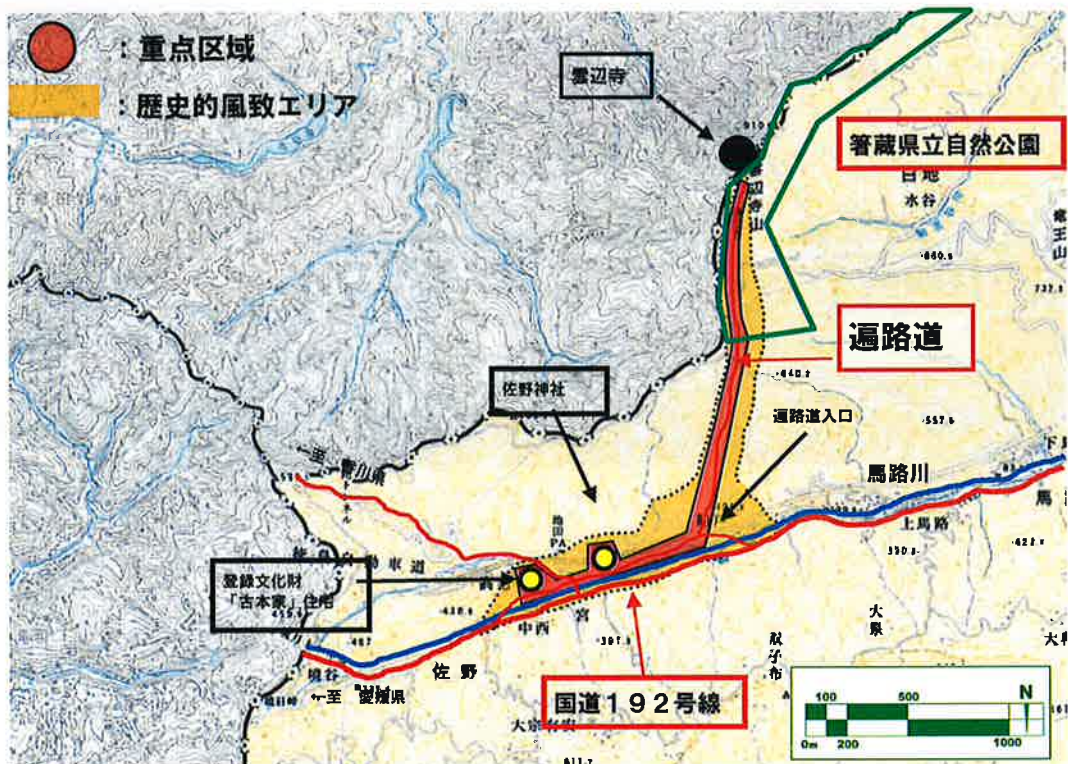


◎池田町佐野地区の歴史的風致エリア及び重点区域についての規制範囲は、以下の図に示すとおりである。

禁止地域には、箸蔵県立自然公園エリアに雲辺寺遍路道が一部該当している。また、許可地区の規制として国道192号線（伊予海道）に路線から展望できる範囲に対して規制がかけられている。



■拡大図：徳島県屋外広告物条例禁止及び許可位置図「池田町佐野地区」

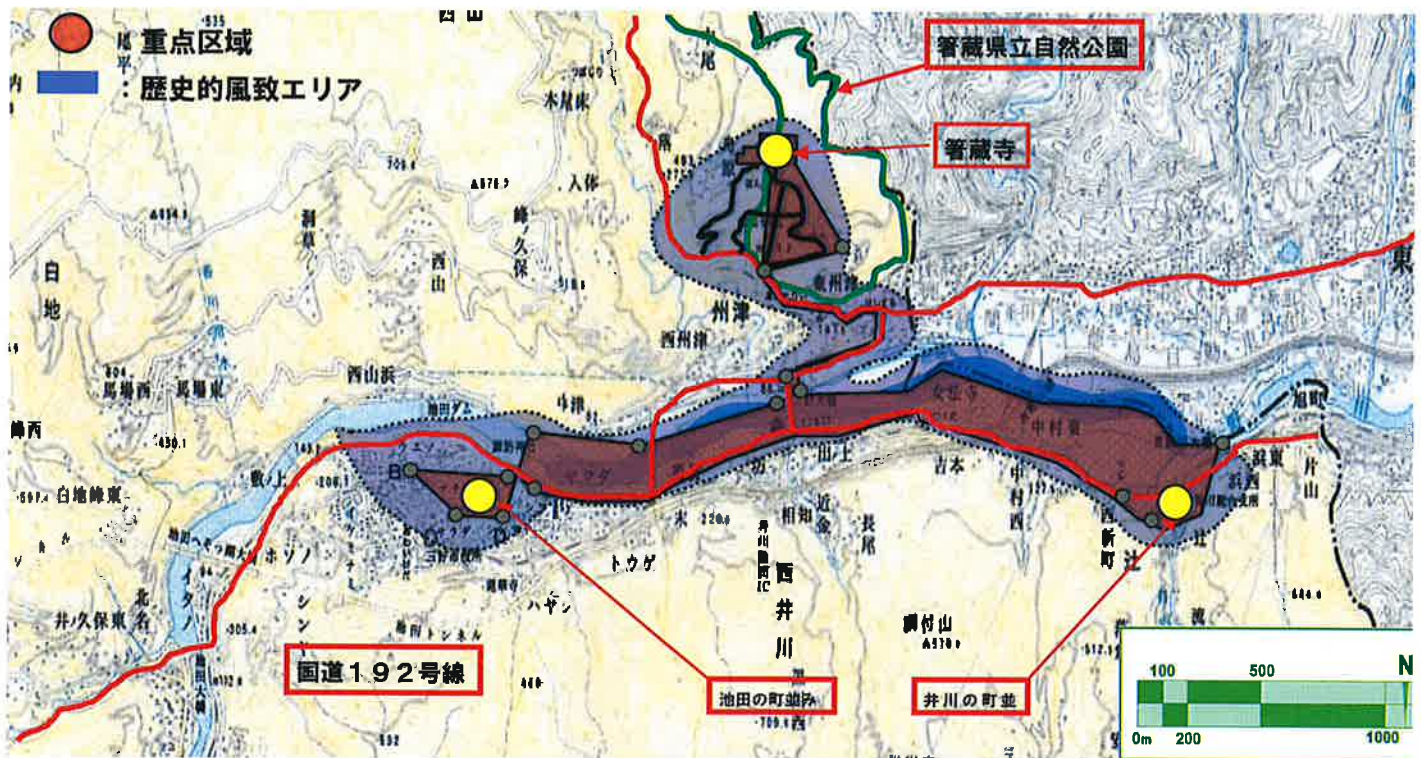


◎池田町及び井川町地区の歴史的風致エリア及び重点区域においての規制範囲は、以下の図に示すとおりである。

禁止地域には、池田町の町並みエリア及び箸蔵寺一部含むエリアが該当している。また、許可地区の規制として国道192号線（伊予海道）に路線から展望できる範囲に対して規制がかけられている。



■拡大図：徳島県屋外広告物条例禁止及び許可位置図「池田町及び井川町地区」



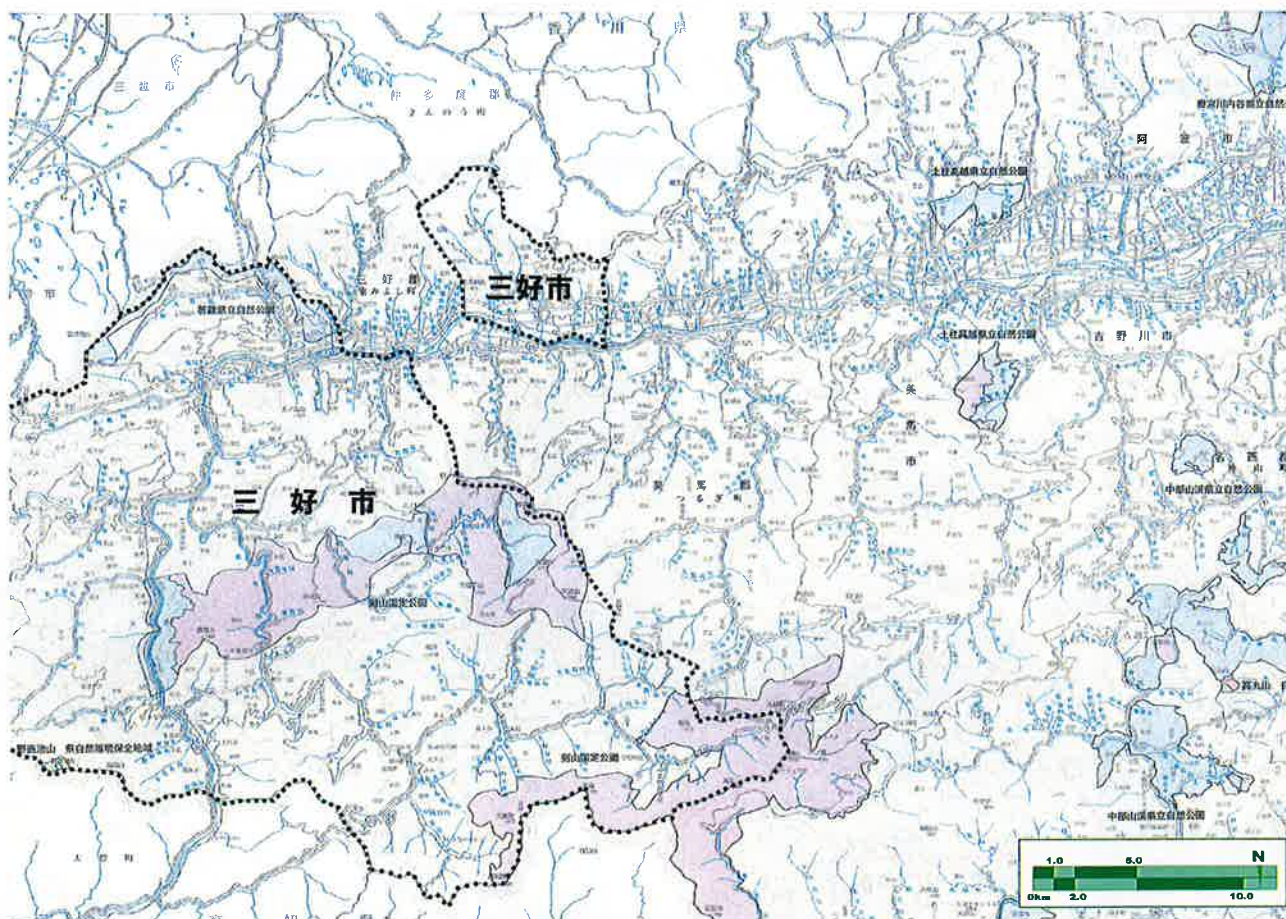
④ 徳島県自然公園制度の活用

自然公園は、自然公園法に基づき指定されており、その景観の規模や重要度に応じて、国立公園、剣山国定公園、徳島県立自然公園に設定されている。

また、公園内の優れた風景を保全維持するために、特に保全すべき区域を、公園の保護計画に基づき、特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）とそれ以外の普通地域に区分している。そして、地域の区分毎に規制を受ける行為を定めている。

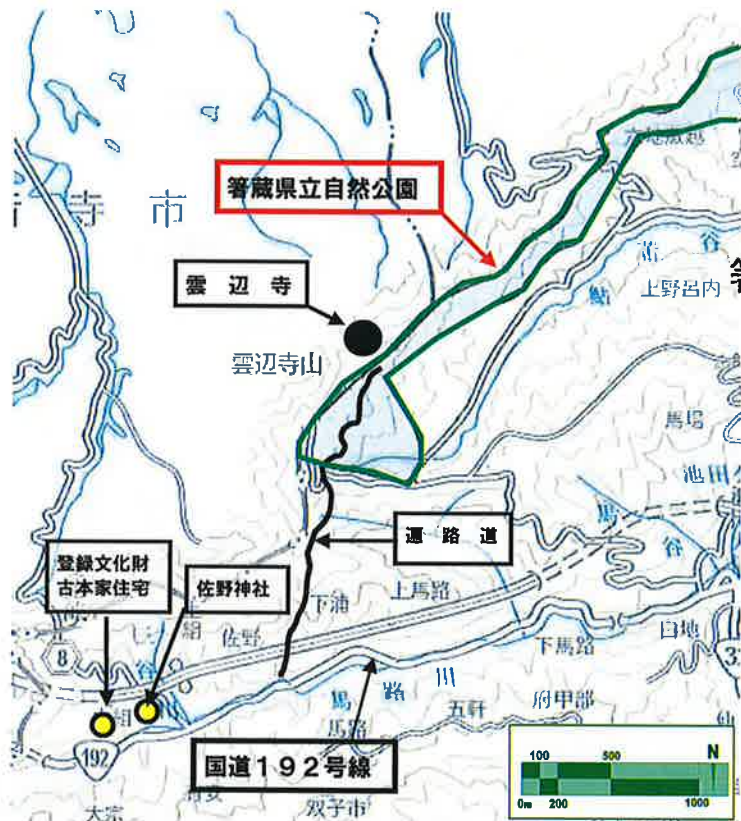
自然公園位置図（下図）で示すとおり、本市の歴史的風致計画と一致する箇所があることから、条例を活用しながら景観を保護していく。

■徳島県自然公園及び剣山国定公園位置図

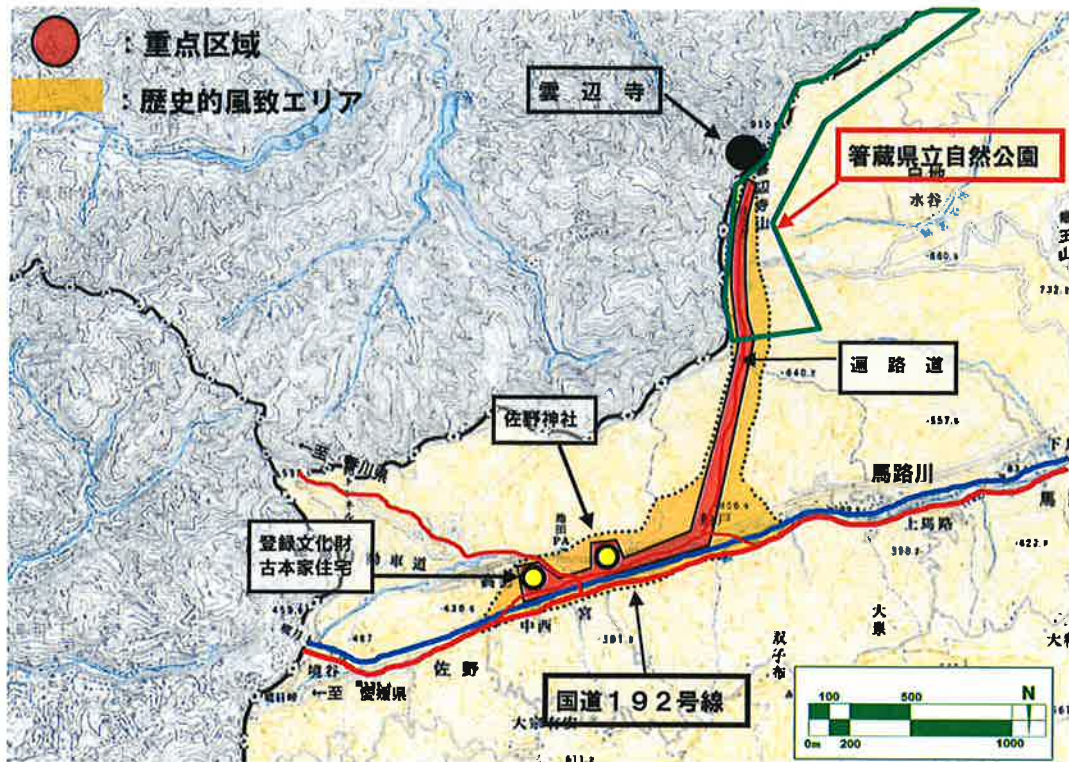


このように、本市には徳島県自然公園と剣山国定公園が分布しており、該当エリアは2地区ある。本計画にある重点区域との関係については、次のページのとおりである。

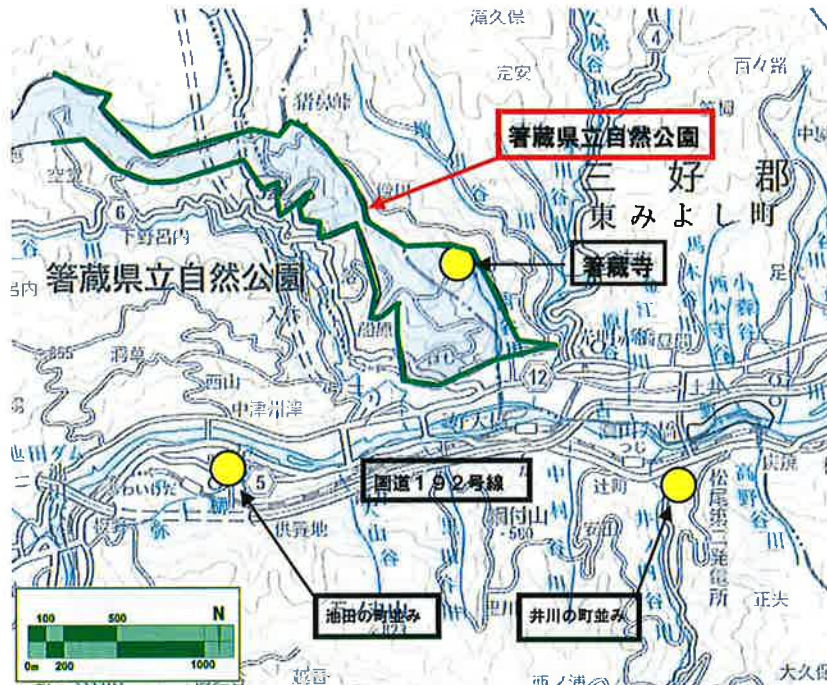
◎池田町佐野地区の歴史的風致エリア及び重点区域において、箸蔵県立自然公園の一部が該当している。該当範囲は、以下の図に示すとおりである。



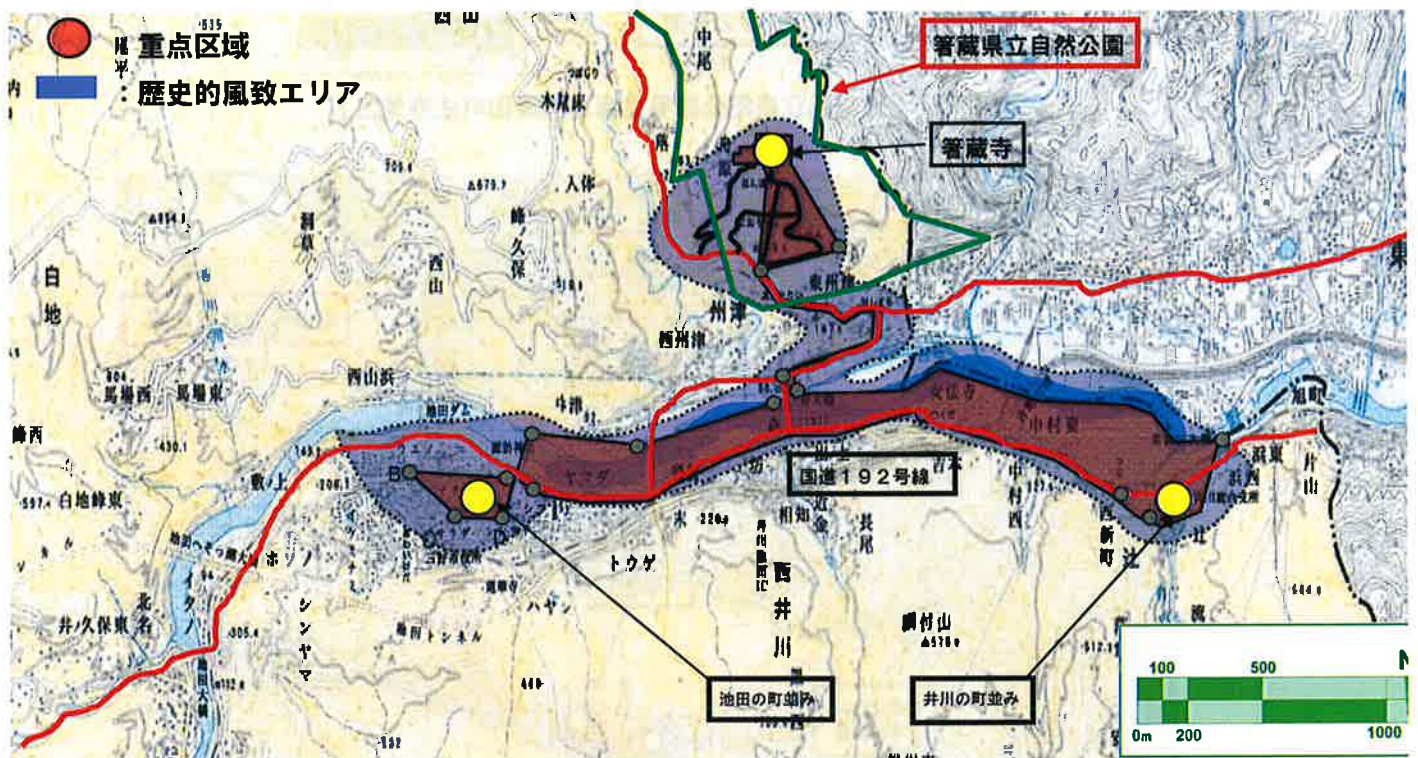
■拡大図：徳島県立自然公園等位置図「池田町佐野地区」



◎池田町及び井川町の歴史的風致エリア及び重点区域において、箸蔵県立自然公園の一部が該当している。該当範囲は、以下の図に示すとおりである。



■拡大図：徳島県立自然公園等位置図「池田町及び井川町地区」



⑤重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」保存計画

○保存整備の考え方

保存地区内では、比較的良く保存活用されている建築物等が多いが、不適切な改造、経年による老朽化や破損等も見られる。しかし、これらの大多数は、適切な修理及び修景を施すことによって、地区にふさわしい姿に回復できる可能性を持っている。また保存地区の歴史的景観は、山林、屋敷地、農地、道といった土地利用の秩序によって形作られている。これらは日常生活を営む人や地域の仕組みに支えられている。このような現況において、伝統的建造物等の保存整備に当たっては、落合集落の歴史的景観の空間構成を維持することを基本とし、伝統的建造物については、元の伝統的形態に戻すことを原則とし、保存のための修理、修景を行う。伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕、模様替えにあたっては、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、斜面に立地する区域、街道沿いの区域それぞれに適切な修景を実施する。また、保存修理に際して構造耐力上必要な部分を補強及び修理し、防災・耐震性能の向上を図るよう努める。

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる自然物及び土地等にあつては、できるだけその保存及び復旧を図るとともに、必要に応じて適切な修景を実施する。

○保存整備計画

1. 伝統的建造物

伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、別表第5に定める基準により修理を実施するものとする。ただし、この基準に規定のないものについては、その建造物固有の様式に従い修理を実施するものとする。

2. 伝統的建造物以外の建造物等

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕、模様替えにあつては、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、別表第7（P27）に定める許可基準に従うものとする。そのうち別表第6（P26）に定める伝統的建造物の修理基準に準じる修景基準を満たすものについては補助対象とすることができる。

3. 環境物件として特に定めた自然物等

環境物件として特に定めた自然物等については、保存地区の歴史的風致を維持するものとして保存し、必要に応じて復旧する。また、新たに歴史的風致の形成に寄与するための修景を実施するものとする。

4. 既存の道路、水路等

既存の擁壁や水路などの土木構造物についても段階的に修景を実施するものとする。

5. その他

これらの修理及び修景の基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を守り育てるとともに、落合集落の特性を生かした生活環境を整備する。また、同地区が国土交通省所管落合地滑り防止地区であることを踏まえ、適切な防災対策を実施する。防災対策にあつては、2. の許可基準、修景基準を満たすものとする。

許可基準 別表第6

		建築物		
		主屋・隠居屋	納屋等屋敷地内の付属屋	その他の建築物
配置・ 構造規模	配置	原則として既存の屋敷地の現状を維持し、伝統的な屋敷構えを踏襲する。		
	高さ	原則として平屋建とする。ただし、小屋裏の活用による実質上の2階建ては可能な基準とする。 ■要検討(地形上、同一敷地内の伝統的建造物である主屋の最高高さを越えない場合は、2階建ても可能な基準とする。)	原則として平屋建とする。 ■要検討(地形上、同一敷地内の伝統的建造物である主屋の最高高さを越えない場合は、2階建ても可能な基準とする。)	
	構造	木造とする。		■要検討
外部意匠	屋根	(1)茅葺きの場合、小屋下げしたものを茅葺きにする場合、茅葺きにトタンを被せたものを茅葺きにする場合は、寄棟とし、勾配は矩勾配程度でムクリをつけず、棟押さえは特別な飾り付けをせずに俵型とする。 (2)その他の場合は寄棟あるいは切妻とし、3寸程度の勾配とする。 (3)トタンの張り替えもしくは色の塗り替えを行う場合は、建築物全体の外観・歴史的景観と調和するものとする。 ■要検討		
	軒・軒裏	素木仕上げとする。		
	外壁	ひしやぎ竹仕上げ、土壁塗りまたは板張りとする。 (板壁は縦張りを基本とする。)		■要検討
	開口部	(1)位置及び形態は建築物全体の外観・歴史的景観と調和するものとする。 (2)建具は、■要検討「木製障子もしくは木製ガラス戸(板戸?)」とし、玄関建具は木製板戸もしくは木製框戸とする。 ■要検討		
	建築設備等	外部から望見できる位置をさける。 ■やむを得ず外部から望見できる位置に設置している場合は、板囲い等の処理を行う。		
	基礎	■要検討		
	その他			
	備考			

修理基準 別表第7

	建築物		
	主屋・隠居屋	納屋等屋敷地内の付属屋	その他の建築物
構造	木造とする。	木造とする。	木造とする。
階数規模	平屋建とする。	■平屋建または2階建とする。	
屋根形式	寄棟造または■切妻造とする。(要検討) 形態は、茅葺きの大屋根を軒先まで葺き下し、庇をつけない。または、小屋下げをしたもの。 棟は、特別な飾りをせず、俵型の棟構えとする。 棟先は、茅の先端をほぼ水平にそろえる。	■切妻造または寄棟造とする。	
屋根勾配	矩勾配程度 小屋下げのものは3寸勾配程度	矩勾配程度 小屋下げのものは3寸勾配程度	矩勾配程度 小屋下げのものは3寸勾配程度
屋根材料	茅葺き、または上屋が茅葺きで下屋付き、上屋をトタンで覆うもの。 ■色の検討	茅葺き、または上屋が茅葺きで下屋付き、上屋をトタンで覆うもの、またはそぎ葺。 ■色の検討	茅葺き、または上屋が茅葺きで下屋付き、上屋をトタンで覆うもの、またはそぎ葺。 ■色の検討
下屋	■要検討 ■下屋を残す場合、下屋部分は修景基準に従う。		■要検討
軒裏	■要検討	■要検討	
壁	大壁または真壁とする。 ■ひしやぎ竹仕上げまたは土壁中塗、白漆喰塗、下見板張り仕上げとする。	■大壁または真壁とする。 土壁、板壁、ひしやぎ竹仕上げ。	
開口部	■板戸を用いる。 内部はアルミサッシも認めるものとする。		
木部	素木	素木	素木
基礎	自然石割石 ■構造耐力上必要な場合はコンクリート基礎とする。(要検討)		
その他			
備考	■下屋の扱い ■増築部分の扱い	■下屋の扱い ■増築部分の扱い	■下屋の扱い ■増築部分の扱い

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市全体に数多くの文化財が分布しており、指定文化財の状況は、第1章(4)に示しているとおりである。現在、国、徳島県、市合わせて117件の指定、選定文化財があるほか、38件の登録文化財がある。今後も調査を行い、条件が整ったものから文化財保護法に基づく文化財登録制度の活用を含め、文化財保護の措置を進める。

指定、登録等を行った文化財については、保存状況を適宜把握し、良好な保全が図られるよう保存団体等に適切な指導と助言を行う。

また、老朽化が進んでいる建造物については、個人での維持管理が難しい状況が見受けられるため、補助金制度を活用した改修事業を実施し、文化財の維持と保存に努めている。今後も維持補修、大規模改修、景観改善が必要な物件については所有者、管理者と協議を進め、保存のための支援を図る。

無形の民俗文化財については担い手不足が深刻化しており大きな課題となっている。地域の個性豊かな伝統文化を継承、発展させるため、今後も補助事業等により伝承者の育成、用具等の整備、映像記録作成等の支援を行う。

三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区は、祖谷地方の歴史的景観を残す貴重な集落であり、平成19年度から継続的に集落の伝統的建造物の保存修理を実施している。

文化財の保存には資材の確保と技術者の育成が不可欠である。「祖谷の蔓橋」の資材となる「シラクチカズラ」や伝統的建造物である茅葺き住宅の資材となる茅の確保、そして蔓橋の架け替えや屋根の葺き替えに従事する伝統技術者の育成についても地元保存会と連携し、その確保と育成に努める。

文化財の活用については、池田町の旧真鍋家住宅を「阿波池田うだつの家」及び「阿波池田たばこ資料館」として公開し、伝統産業であったたばこ産業に関わる各種資料を展示している。また、東祖谷歴史民俗資料館では、祖谷地方の歴史資料、文化財等を展示公開している。

三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区の長岡家住宅、重要文化財の小采家住宅も公開施設としてその活用に努めている。今後も活用施設の整備と展示物の充実を図り、有効的な文化財の活用を進める。文化財の積極的な活用を図るため行政機関を始め現在活動している保存団体、NPO法人、各関係団体と連携を強化するとともに、点在する文化遺産を結ぶルートを観光、商業分野と連携する等、一層の文化財の活用を図る。

（２）文化財の修理（整備）に関する方針

貴重な文化財建造物を伝承していくためには所有者、管理者による細心の管理と適切な修理が不可欠である。

文化財の修理については建物の破損度に応じて修理の方針が異なり、慎重な調査、施工が求められる。指定文化財の修理に際しては文化財保護法、三好市文化財保護条例等に基づき現状変更等の手続きを適切に行うとともに、三好市文化財保護審議会、文化財専門委員、文化庁と徳島県の指導と助言を得ながら修理を進めている。

平成18年3月の合併以降では、平成22年度から平成26年度の5年間、三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区内において、空き家8棟を古民家宿泊施設として保存改修を行った。また平成26年度から平成29年度では、阿佐家住宅保存修理工事を実施している。今後も老朽化が進む歴史的建造物の維持補修や効果的な保存修理を進める。所有者、管理者と十分に協議し、文献資料、修理履歴を適格に把握し、徳島県、文化庁、専門家の指導、助言により適切な文化財の修理を実施していく方針である。

（３）文化財の保存、活用を行うための施設に関する方針

三好市には現在、文化財を保存、活用する主な施設として池田町の阿波池田たばこ資料館（旧真鍋家住宅）、西祖谷山村の襖からくり舞台、東祖谷の東祖谷歴史民俗資料館、長岡家住宅（落合地区）等があり、今後も施設の整備と充実を推進する。しかし、一部には老朽化が見られ公開、活用に支障をきたすことが予想されるため、修復、改修等により維持保存を図る必要がある。今後は、伝統的建造物の公開に努め、交流施設としての活用を推進する。

また、文化財及び歴史的風致に対する意識の向上を図るためには、遺産を巡り回遊性を高める案内標識、説明板等を緊急度の高いところから設置を進めているが、まだ十分とは言えない状況である。今後は新規指定や未指定を含め、誘導標識や案内板、説明板等の設置及び改修を計画的に促進する。

（４）文化財周辺の環境の保全に関する方針

三好市では平成23年3月に「三好市景観計画」を策定し、平成24年4月に「三好市景観条例」を施行した。景観条例により市全域にわたって大規模建築物等特定施設の届出対象行為を定め、良好な景観形成を図ることとしている。

特に、文化財周辺の町並みや自然的景観を阻害してしまう無秩序な屋外公告物については徳島県屋外公告物条例を適用し行為の制限を行うことにしている。祖谷の蔓橋周辺においては、景観

保全や自然的景観及び歴史的景観に配慮した修景を図っていく。

三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区については、三好市伝統的建造物群保存地区保存条例、保存活用計画に基づき保全に努める。文化財や農村集落と一体となり、良好な環境を維持している畑地や森林の保全については、耕作放棄地の解消や森林整備の推進により、周囲の自然環境の保全に努める。また、来訪者の誘導、安全確保と歴史的回遊空間としての機能向上を図るための遊歩道及び周遊道路の整備を推進する。

(5) 文化財の防災に関する方針

三好市地域防災計画に基づき、三好市消防本部、各地区消防団及び自主防災組織が連携し文化財並びに生命、身体及び財産を災害から保護することを推進する。

特に文化財となっている建造物や美術工芸品の大半は木造、紙等燃えやすい材料でつくられており、火災や自然災害に対して非常に危険な状態にある。

文化財を災害から守るためには文化財関係者はもとより住民一人ひとりの防火、防災意識の向上と消防施設の整備、防災体制の強化を図る必要がある。文化財の規模、構造等に応じて防災、防火の管理者、火元責任者を決め、防災体制を整備するとともに地域の防災組織の育成を図る。

防災設備については火災報知設備、消火設備、避雷設備、防犯設備等の整備と火災発生後の初期消火活動に対応するため操作が容易な消火栓や放水銃の設置を推進する。特に三好市指定文化財等防災設備の未整備となっている文化財施設の整備を図る。

美術工芸品は火災と併せて盗難や虫害の災害を受ける可能性があり安全に保存するため定期的な確認作業と警察との連携により防犯の徹底を図る。

また、山村集落は、急傾斜地崩壊地区、地すべり防止区域等に指定されている地域が多くあり、文化財周辺には崩壊や倒木等の災害を引き出す要素を含んでいる。安全のために必要な対策を施すと共に、消防関係団体、行政関係者と連携し、危険箇所の定期点検や通報訓練、消火訓練、搬出訓練等総合的な防災訓練を実施する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針

文化財保護精神の涵養には教育が必要である。三好市では楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進を重点施策とし、平成30年度に策定した教育振興計画に基づき、市民の文化財に対する理解と、関心を深める教育を推進している。

三好市市民大学で開催される講義の中には、地域の歴史や文化に学ぶ学習内容を設けるとともに、学校教育では郷土学習や史跡めぐりの現地研修会を行っており、地域の歴史と文化資源の再発見と文化財、文化の保護精神の涵養を図っている。

現在、市内で保護と活用に活動している保存団体や各種団体との連携を一層進めるとともに伝承文化の担い手やボランティア等の人材育成を図る必要がある。

また、文化財を身近で親しみのあるものとするため文化財パンフレット、史跡巡りマップの作

作成やインターネットによる情報発信の展開も積極的に推進する。

（7）埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

三好市内には現在、172箇所の埋蔵文化財包蔵地が所在している。時代別では古代45件、中世123件、近世4件となっており中世の遺跡が多く分布している。これらの包蔵地については所在、範囲、現況を適切に把握し、関係事業課、開発業者等に埋蔵文化財の保存と保護についての啓発を推進する。

開発等にあたっては、事業計画と計画場所を遺跡地図等により精査し、文化庁、徳島県教育委員会等の関係機関と連携体制を取りながら、事前に十分協議を行い、保存の観点から支障の無い範囲で回避による現状保存を指導している。現在、包蔵地外であっても、開発等による遺構の不時発見があった場合は、関係者の理解を求め、記録保存し、重要なものについては保存に向けた協議を行っている。

また、近世以降の遺跡等は絵図や文献等により調査を行い、包蔵地の可能性があると認められる箇所は徳島県、文化庁の指導、助言のもと常に注意を払い踏査等の調査を実施し、その開発にあたっては包蔵地に準じた取り扱いを徹底する。

歴史的風致を残す伝統的建造物を核とした山村集落や歴史的町並みの景観を維持向上するためには、地域の歴史と文化に根ざした遺産である埋蔵文化財の保護と活用は重要な施策である。今後は埋蔵文化財行政を担う専門職員の配置に向けた検討を行う。

（8）文化財行政の体制と今後の方針

三好市の文化財事務は、教育委員会の「文化財課」が主管している。現在、文化財課には、保存活用係（施設舎）、調査指定係、歴まち及び重伝建係の3つの係を設置し課長1名、課員4名体制で管理等文化財保護行政全般を担当している。

関連施設である東祖谷歴史民俗資料館（東祖谷郷土文化保存伝習施設）、三好市伝統文化施設（阿波池田うだつの家、阿波池田たばこ資料館）の管理は業務委託し、文化財資料の保存管理と展示公開を行っている。

なお、市教育委員会では、三好市文化財保護審議会（15名：有形5名、無形・民俗5名、記念物・埋蔵5名）、三好市伝統的建造物群保存地区保存審議会（13名：有識者4名、県2名、市議1名、教育委員1名、保護審議委員1名、保存会4名）を設置して、保存に関わる重要事項の審議を行っている。その中で、行政部局に学芸員等専門的な職員の配置を検討していく。

今後は更なる文化財及び伝統的文化を活用した「魅力あるまちづくり」を推進するためまちづくり担当課や事業担当課等関係部局との連携、調整を図りながら、文化財の保存・活用に取り組む。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

現在、文化財の保存活用に積極的に取り組んでいる市内の関係団体としては、民俗芸能及び伝統芸能毎に組織されている保存団体、ふるさとづくり実行委員会、奥祖谷めんめ塾、コミュニティ祖谷、活彩祖谷村、落合重要伝統的建造物群保存協議会、三好市観光協会、三好市文化協会、三好市郷土史研究会等があり、文化財イベント、歴史文化巡り、体験学習、文化遺産の調査等の活動を展開している。

担い手不足が深刻な無形の民俗文化財等の保存団体に対しては、市からの組織運営補助や文化関係補助事業により施設や用具の整備に対する支援を継続して行い、組織の維持と担い手の育成、基盤整備の支援を図っていく。また、各保存団体が行う広報活動、公演活動についても情報提供に協力し、保存活用の支援を図っていく。

地域おこしに取り組んでいる団体については、各団体が主体的に活動を進めているが、活動の効果をより高めるため情報提供の協力や相互の連絡調整を図っていく。

今後は観光課、企画調整課、文化財課等の行政担当部局と各団体が相互に連携できる組織づくりを進める。来訪者に対する案内活動については各団体、各地区に活動が展開されているが、重点区域の回遊性を高めていくための人的、面的な活動を推進する。現在、池田町で実施されているうだつのまち歩き「車座勉強会」、「ガイド養成講座」を主催する三好市観光協会の活動を支援し、文化財の掘り起こしとガイドの育成を図る。

三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区を中心とした祖谷地方では、文化財や観光資源を活用した観光まちづくりに向け、地域住民や関係団体が一体となった組織づくりを推進する。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存活用の現状と今後の具体的な計画

●重点区域にある国指定文化財については、所有者、管理者等と協議を行い、国及び徳島県教育委員会の技術的、財政的援助を得ながら適宜保存修理を実施している。重要文化財木村家住宅については平成19年度に、重要文化財小采家住宅については、平成21年度に保存修理事業が行われ、箸蔵寺とともに良好な状態であることから、維持管理に努め、案内板、パンフレット、ガイド等による案内を充実させながら、積極的な公開活用の展開を図る。

●未指定文化財については、平成22年度まで8件のみであった登録文化財を38件まで追加した。今後も調査を行い、条件が整ったものから文化財の指定、登録、選定等を行い、保護に努める。

●県指定文化財、市指定文化財、未指定文化財については、経年による劣化が目立つものが多いことから、別に示す基準（第7章）を満たすものを歴史的風致形成建造物に指定し、順次保存修理を施していく。その際、所有者、管理者等による維持が著しく困難と判断されるものについては、公有化し、公開活用に要する当該建造物及び周辺敷地の整備を一体的に行うことを検討する。

●伝統的建造物である「蔓橋」や「茅葺き屋根の古民家」の保存継承には伝統技術者の養成と資材の確保が不可欠である。蔓橋の架け替え技術は3年毎に伝統的な方法で架け替え作業を行うことにより継承が図られている。資材であるシラクチカズラの確保は、地元実行委員会により苗木の育成保護により保存に努められている。茅葺き屋根の葺き替え技術や資材の確保についても茅葺き屋根保存会や、茅刈隊が発足し、茅の安定供給が可能な茅場「ふるさと文化財の森」の設定を行った。今後も関係団体と連携し、架け替え事業、葺き替え事業にあわせて、伝統技術の継承と資材の確保に取り組む。

●伝統的建造物群保存地区については、平成22年度から平成26年度の5年間において、空き家を古民家宿泊施設として再生し、保存及び活用を行っている。また保存修理についても29棟が行われた。今後も「保存計画」に基づき計画的に保存修理事業、防災対策事業、買上げ事業、環境整備事業等を実施してゆく予定である。

●重点区域内にあっては、世代交代や人口の都市部流出に伴い、空き家、空き地が増えつつある。住民の高齢化が進む中で、この傾向はますます加速するものと予測され、交流人口の増加

が定住人口の回復や地区支援者、愛好者の増加につながるよう、伝統的な建造物を交流型滞在施設に改修する。案内板や誘導板を設けて理解の促進や回遊性の向上を図る等の諸事業を実施する。

●伝統的な芸能や風俗慣習の継承、歴史風土に根付いた生業の持続等については、保存団体等の住民団体、市民団体と連携し、鑑賞会、伝統技術体験会、休閑地を活用した農作業体験会等、諸行事を企画、実施しながら担い手、後継者の育成に努める。特に、伝統的な芸能の継承については、後継者の育成とともに保護に対する理解と意識の向上を図るための体験教室や映像記録の公開活動を実施する。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

●国指定文化財については、状況の把握に努め、修理や現状変更等の必要が生じた際には、文化財保護法に基づく手続きを適切に行い、また、必要に応じて文化庁の指導、助言を受け、実施する。

●県指定文化財については、状況の把握に努め、修理や現状変更等の必要が生じた際には、徳島県文化財保護条例に基づく手続きを適切に行い、また、必要に応じて徳島県教育委員会の指導、助言を受け、実施する。

●市指定文化財については、状況の把握に努め、修理や現状変更等の必要が生じた際には、三好市文化財保護審議会の意見を聴き、三好市文化財保護条例が規定する手続きに従い、実施する。

●伝統的建造物群保存地区については、保存地区の状況の把握に努め、建造物や土地、自然物の修理、修景、復旧その他の現状変更の必要が生じた時には、保存計画に定める方針、基準に従い、三好市伝統的建造物群保存地区審議会の意見を聴き、三好市伝統的建造物群保存地区保存条例が規定する手続きに従い、実施する。また、必要に応じて文化庁及び徳島県教育委員会の指導、助言を受ける。

●歴史的風致形成建造物に指定したものについては、必要に応じ地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第10条第3項の定めによる文化庁への管理又は修理に関する協力を求める。

●修理に際しては、文献資料、修理履歴等を基にし、適切な修理に努める。修理後は、将来の修理の資料となるよう履歴等を整理保存する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

◎祖谷地区

【蔓橋周辺】

重点区域内の象徴的建造物となっている「祖谷の蔓橋」（国指定の重要有形民俗文化財）を文化財の保存、活用を行うための施設と位置づけ、来訪者への周辺景観の保全や周辺設備の充実を図る。

【木村家住宅周辺】

重点区域内の象徴的建造物となっている「阿佐家住宅」、「籠庵住宅」、「武家屋敷」、「木村家住宅」を文化財の保存、活用を行うための施設と位置づけ、老朽化が見られる建造物については、保存修理を行う。修理後は、来訪者への建造物の公開を行い、平家伝説や祖谷地方の歴史文化資料の展示を行う等の施設充実を図る。2023年度までにこれらの施設への来訪者の誘導と活用を促進するため案内板、標柱等を要所に設置する。

文化財の保存活用施設として設置している東祖谷歴史民俗資料館は、祖谷地方の歴史資料、民俗資料等を展示、公開している。今後も内容設備を充実させ地域文化の拠点施設、交流施設としての活用を推進する。

【三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区周辺】

重点区域内の核となる施設とするため、保存修理した長岡家住宅、小采家住宅を公開施設として、古民家の公開と地域の歴史資料、民具の展示、郷土料理等の体験講座やイベントの開催、案内資料を充実させ来訪者の拠点施設として活用する。2023年度までにこれらの施設への来訪者の誘導と活用を促進するため案内板、標柱等を要所に設置する。

◎池田町佐野地区

重点区域の象徴的建造物である、「古本家住宅」（国登録文化財）を文化財の保存、活用を行うための施設と位置づけ、公開施設として来訪者を対象とした佐野地域の充実を図る。

◎池田町及び井川町地区（全域）

重点区域内の文化財の保存活用を行う施設として池田町のうだつの町並みの中核に「阿波池田うだつの家」として「旧真鍋家住宅」が公開されている。その中に「阿波池田たばこ資料館」を設置し、この地域の発展を支えた、たばこ産業関連の歴史資料が多数展示されている。この地域の歴史や文化財、観光資源の情報提供施設として文化財保存と文化伝承の啓発に大きな役割を担っている。

井川町辻地区では、たばこ産業で隆盛を極めた辻地区の当時の隆盛ぶりを今に伝える、うだつの町並みが見られ、井川歴史民俗資料館ではたばこ産業関連の歴史資料が多数展示されている。また町並みの中には、「山下家別邸」他17棟の登録文化財があり、この地域の歴史や文化財、観光資源として一翼を担っている。

今後は、重点区域内にある池田町と井川町の伝統的な町並みがたばこ産業の発展と共に形成された歴史的背景により、町並みとの連携を図り、文化財の保存、活用としての機能充実を図る。

(4)文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

◎祖谷地区

【蔓橋周辺】

重点区域は、平成22年度に策定した「三好市景観計画」において、歴史的風致ゾーンⅠとして設定し、平成24年4月に制定の「三好市景観条例」や徳島県屋外広告条例等を適用し、ひきつづき、景観を阻害している案内板、看板等の屋外広告物に対し規模、色彩等の規制措置を行う。

また、蔓橋架け替えに不可欠なシラクチカズラ等の資材確保のため、現在国有林内において苗木の植栽活動に取り組んでいる。今後は「祖谷のかずら橋架け替え資材確保実行委員会」のみならず、昨年、香川大学農学部、徳島森林管理署、と連携協定を締結したことによる、更なる連携協力で、資材の育成と良好な森林環境の保全に努める。

【木村家住宅周辺】

重点区域は、古民家を核とした農村集落で形成されている。農村集落と一体となり、環境を維持している耕作地の保全対策として、集落内の田畑の耕作放棄地の解消を図るため、昨年発足した雑穀組合、また「世界農業遺産」を認定したことによる地域で活動するコミュニティ祖谷、活菜祖谷村、学校関係者と連携しながら耕作放棄地に地域の伝統作物である「ごうしゅういも」「祖谷蕎麦」等の栽培を推進し、耕作放棄地の解消を進める。

【三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区周辺】

重点区域は、古民家を核とした農村集落で形成されている。特に三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区は、三好市伝統的建造物群保存地区保存条例、保存計画により周辺環境の保全を図っている。併せて平成24年4月施行の景観条例により建築物の外観、色彩等の規制措置を設け景観の保護に努める。

2019年度から2023年度で景観を阻害している道路工作物の美装化を三好市伝統的建造物群保存地区審議会等の意見を考慮して実施する。

また、農村集落と一体となり環境を維持している耕作地の保全対策として集落内の田畑の耕作放棄地の解消を図るため、昨年発足した雑穀組合、また「世界農業遺産」を認定したことによる地域で活動するコミュニティ祖谷、活菜祖谷村、学校関係者と連携しながら耕作放棄地に地域の伝統作物である「ごうしゅういも」「祖谷蕎麦」等の栽培を推進し、耕作放棄地の解消を進める。

◎池田町佐野地区

重点区域は、「三好市景観計画」において、自然景観ゾーン及び集落景観ゾーンに設定されている。当地区は、先人たちの生活の知恵と工夫の結晶である家屋や田畑や石垣等が一体となって眺められる文化的景観が見られる。引き続き文化的景観を維持し、周辺環境の保全を図る。

◎池田町及び井川町地区（箸蔵寺周辺）

重点区域は、「三好市景観計画」において、歴史的風致ゾーンⅡ及び市街地景観ゾーン、集落景観ゾーンに設定し、三好市景観条例や徳島県屋外広告条例等を適用し、現在、景観を阻害している案内板、看板等の屋外広告物に対し規模、色彩等の規制措置を行う。また、少子高齢化と過疎化の進行は、消費人口の減少、商業の低迷を深刻なものとし、空き家、空き地が拡大するなど良好な町並みが失われつつあり、今後はこうした空き家、空き地等をうだつの町並みの活用施設として整備する等、有効な土地利用を推進し、周辺環境の保全を図る。

2019年度から2023年度において、井川町辻町の伝統的な町並みにある「山下家別邸」を交流拠点施設として改修し、2024年度から2028年度で景観を阻害している道路工作物の美装化（舗装道路の地道風舗装等）や歩道整備等の町並み修景整備を歴史的な景観に考慮して実施する。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

◎祖谷地区（全域）

旧祖谷街道（現県道32号線）沿いに広がる重点区域は、山村過疎地域で少子高齢化が進む集落が点在する地域である。消防機関からの距離が遠く、アクセス道も十分整備がされていない等、防災に対する課題を残している。

こうした社会環境のもと防災に迅速に対応し人命財産、文化財を保護するため地域住民の防災意識の高揚と防災体制の確立、迅速な初期初動を行うための施設設備の整備を推進する。防災体制については三好市地域防災計画に基づき地域防災組織の体制づくりの強化を進めている。施設設備の整備については、老朽化による機能低下が生じていた重要文化財木村家住宅の防火設備の改修を平成29年度に実施する等、緊急度の高いものから整備を進めている。特に三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区は、茅葺き屋根古民家宿泊施設があることから、施設設備と防災体制の充実を図る。また、この地域は、急傾斜地崩壊地区、地すべり防止区域等に指定されている地区が多くあり、文化財周辺には崩壊、地すべり、倒木等災害の危険性を多く含んでいる。地域防災組織等による定期的な巡回活動を行い、特に緊急度の高いものについては関係機関と協議し、具体的な防止策を講じる。

防災、防犯活動については、消防設備、防犯設備の整備とともに消防関係団体、行政関係者、警察との連携により危険箇所の定期点検や通報訓練、消火訓練、避難訓練等総合的訓練を実施し、防災、防犯の徹底を図る。

◎池田町佐野地区

旧伊予街道に沿いに広がる重点区域は、遍路道として「お遍路さん」が多く訪れる地域である。佐野地区は、消防機関やアクセス道も十分整備がされているが、雲辺寺道については整備はされていない。遍路道は、周辺自然环境が重要でもあることから、重点区域内の禁煙エリアの実施を行い、消防関係団体、行政関係者、警察との連携により危険箇所の定期点検や通報訓練、消火訓練、避難訓練等総合的訓練を実施し、防災の徹底を図る。

◎池田町及び井川地区（箸蔵寺周辺）

重点区域は池田町の中心市街地周辺及び隣接の井川町の国道192号周辺に位置し、伝統的な町並みにみられるように歴史的建造物と大型店舗、商家、民家が一体となっており火災等の災害が発生すると被害が拡大する恐れのある地域である。

こうした社会環境のもと文化財、町並みの防災体制については三好市地域防災計画に基づき地域住民の防災意識の高揚と初期初動の重要性から地域自主防災組織の体制づくりの強化を推進している。

また、文化財の防災施設については、一般公開されている「旧真鍋家住宅」は町並みの中核にあり夜間無人となるため、消火器、自動火災報知器と機械警備システムを設置し防災、防犯に努めている。

重要文化財である箸蔵寺は、大規模な建造物で消防関係車両のアクセス整備が十分でない箸蔵山に位置し、防火、防災に対する整備が必要である。現在、消火器及び自動火災報知器、消火栓、防火水槽を設置し災害の防止に備えている。

今後は防災、防犯設備の保守点検を徹底しその管理に努めるとともに一層防災、防犯意識を高めるため重点区域内において消防、警察との連携により、通報訓練、消火訓練、避難訓練等総合的訓練を実施し、防災、防犯の徹底を図る。

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

◎祖谷地区

【蔓橋周辺】

重点区域内は、本市の来訪者の交流が最も盛んで、地域資源である平家落人伝説に関する文化財や観光資源のほか、阿波山岳武士にまつわる屋敷等の歴史的建造物が残る地域であるので、これらの歴史的文化遺産を活用した地域活性化を図る必要がある。このため拠点施設となる「祖谷農村舞台」で開催される「祖谷伝承まつり」では、「西祖谷の神代踊」を始めとした重点区域内の民俗芸能、伝統文化の公開を行い、来訪者への地域の伝統芸能への理解向上に努める。併せて、詳細調査が行われていない歴史的建造物の総合調査を行い、歴史的文化遺産の掘り起こしと価値づけを行う。

今後も三好市観光協会、そらの郷山里物語協議会、民俗芸能保存活動団体と連携し、西祖谷山村及び東祖谷の文化財、遺跡や観光資源の情報を来訪者に提供し、保存の普及啓発に努める。保存と活用に不可欠な蔓橋架け替えの伝統技術や西祖谷の神代踊、後山・徳善のからくり襖絵等の民俗芸能の担い手育成については、各保存団体に対する支援事業（運営補助、用具整備補助、映像記録保存等）を継続し、伝統技術や民俗芸能の保護と技術者や後継者の継承に努める。

【木村家住宅周辺】

重点区域内の歴史的建造物である「木村家住宅」及び「木村家隠居屋」、「阿佐家住宅（平家屋敷）」、「籠庵住宅」、「武家屋敷」を活用し、平家落人伝説地巡り、「ごうしゅういも」、「祖谷蕎麦」の郷土料理の伝承活動や伝統文化を体験し伝承する活動が地域活性化団体コミュニティ祖谷、活彩祖谷村、特定非営利団体籠庵トラストによって展開されている。今後も、地域の活動団体、西祖谷山村及び東祖谷の小中学校と連携し、伝統作物の農業体験や平家伝説と地域の歴史に関する研修講座を開催し、来訪者と地域の担い手となる後継者に地域固有の歴史と伝統文化を伝承し、その理解と保存継承に努める。

【三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区周辺】

重点区域内では蕎麦打ち、かずら工芸、茅葺き、石積み、かかし作り等の各種体験学習が、三好市観光協会、そらの郷山里物語協議会、落合重要伝統的建造物群保存協議会、かかしづくりプロジェクト等の団体によって行われている。また、現在、観光課が主管となり、各団体と連携し、地域の資源を活用した地域の活性化と来訪者の増加を図るため、平家伝説歴史観光まちづくり、滞在型体験型の観光まちづくりに取り組んでいる。

今後も関係団体と連携し訪問者に文化財、伝統文化に触れる機会を提供することにより、文化財の保存、活用の普及と啓発を推進し、併せて茅葺き、石積みの伝統技術の担い手の育成を図る。

◎池田町佐野地区

重点区域内では、四国霊場六十六番札所「雲辺寺」へのお遍路さんが多く見られることもあり、地域住民はお接待を行っている。また、地域にある唯一のお遍路さんの宿「民宿岡田」では遍路道の歴史や文化について、語り部が行われ人気がある。今後は、遍路道の歴史や文化については、多くの言い伝えが残されていることから、地域の住民と連携し普及啓発に努める。

◎池田町及び井川町地区（箸蔵寺周辺）

重点区域内の文化財の保存、活用に関する普及、啓発の取り組みについては、「旧真鍋家住宅」を一般公開施設として開放することにより、来訪者に対し、「うだつの家」の歴史や伝統産業や伝統文化への理解と保存の必要性の啓発を進めている。

今後も、池田町の町並み周辺で地元NPOや商店主によって開催されているイベント「うだつマルシェ」等に市内外から多くの来訪者が訪れるため、この機会を利用し、阿波葉の刻みたばこによる伝統産業や伝統文化を地域に伝える「刻みたばこ実演会」や地域に伝わる郷土芸能の「阿波池田たばこ踊り」の公開等を行う。

また井川町辻地区の町並みについても今後、池田町でのノウハウも生かした「井川町「辻」うだつマルシェ」の開催を計画している。将来的には、池田町と井川町の刻みたばこの歴史と文化をタイアップさせた活動やイベントを展開することで、重点区域の文化財や伝統的な町並みへの保護と活用に関する普及啓発を図られる。

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

◎祖谷地区（全域）

旧祖谷街道（県道32号線）沿いの重点区域内には、「七人塚」、「北六郎三郎の墓」、「平家の墓」「御火葬場」等13箇所の包蔵地が存在する。これらのほとんどは中世の遺跡であり、平家伝説を始めとした地域の歴史に深く関連しており、歴史的風致を形成する建造物として保護の対象とする。

重点区域内における埋蔵文化財の保護に関する啓発活動を行うと共に包蔵地における開発事業関係者や包蔵地外での不時発見者に対し現状保存に向けた協議と指導を行いその保護に努める。

包蔵地外や近世以降の遺跡についても絵図や文献等により調査を行い、包蔵地の可能性があると思われる箇所は、徳島県、文化庁の指導、助言のもと常に注意を払い、踏査等の調査を実施し、開発にあたっては、包蔵地に準じた取り扱いを行い、重要なものについては、徳島県と協議し、包蔵地に追加し保護に努める。

◎池田町佐野地区

旧伊予街道沿い及び雲辺寺遍路道の重点区域内には、愛媛県及び香川県との国境に位置していたことによる、中世城館「佐野城」の包蔵地が所在する。城跡は、馬路川に沿った東西に長い山塊から舌状に延びる標高280mの尾根上にある。城跡は地域の歴史に深く関連しており歴史的風致を形成する建造物として保護の対象とする。重点区域内における埋蔵文化財の保護に関する啓発活動を行うと共に包蔵地における開発事業関係者や包蔵地外での不時発見者に対し現状保存に向けた協議と指導を行いその保護に努める。

◎池田町及び井川町地区（全域）

伊予街道、撫養街道沿いの重点区域内には「池田城跡」、「矢塚古墳」、「東州津」、「西州津」等45箇所が包蔵地となっている。これらの殆どは中世の遺跡で城跡、集落、墳墓等は地域の歴史に深く関連しており歴史的風致を形成する建造物として保護の対象とする。重点区域内における埋蔵文化財の保護に関する啓発活動を行うと共に包蔵地における開発事業関係者や包蔵地外での不時発見者に対し現状保存に向けた協議と指導を行いその保護に努める。

また、包蔵地外や近世以降の遺跡についても絵図や文献等により調査を行い、包蔵地の可能性があると認められる箇所は徳島県、文化庁の指導、助言のもと常に注意を払い踏査等の調査を実施し、開発にあたっては包蔵地に準じた取り扱いを行い、重要なものについては徳島県と協議し、包蔵地に追加し保護に努める。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

現在、文化財の保存及び活用に積極的に取り組んでいる団体は、以下のとおりである。西祖谷の神代踊等、伝統芸能保存団体については、組織運営と衣装道具の整備に必要な支援を行う。

文化財を保存、活用し地域づくりに取り組んでいる各団体と行政部局が相互連携できる組織づくりを推進し、人材育成や文化財の保存と活用に向けた活動の強化を図る。

■関係各種団体一覧表

団体名等名称	活動拠点	活動の概要
伝統芸能保存団体 神代踊保存会他8団体	市内	西祖谷の神代踊等地域の伝統芸能の保存と公開活動
祖谷十八人会	東西祖谷地区	平家伝説の探訪ガイド及び語り部
祖谷脱穀組合	久保地区	脱穀等伝統的作業の体験学習
奥祖谷めんめ塾	祖谷地区	平家落人伝説など探訪ウォーキング 街道の整備、美化活動
コミュニティ祖谷	祖谷地区	平家落人伝説など探訪ウォーキング
活彩祖谷村	祖谷地区	赤旗運動、休耕田を活用しソバ、ゴウシュウイモの栽培活動
NPO法人簾庵トラスト	祖谷地区	落合地区古民家ステイ事業の運営、茅葺き資材の確保活動
落合重要伝統的建造物群保存協議会	落合地区	伝統建築茅葺き屋根の葺き換え技術の伝承と茅等の資材確保活動
一般社団法人そらの郷山里物語	市内	文化財と観光地を組み合わせた歴史文化体験ツアーの企画

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

第1期計画では重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」空き家再生活用整備事業において、祖谷の歴史文化を知ることができる滞在型拠点施設として空き家古民家を再生整備した。平成22年(2010)から平成26年(2014)の5年間で8棟を整備した後は、年々利用者は増加し、予想を上回っている。これに伴い地域住民による歴史探訪ガイドや、農業体験等の新たな活動も行われるようになった。また景観の向上事業として、屋根の色(古色)統一に係る支援等を実施し、山村集落景観の向上が行われ市民活動の活発化などが図られた。さらに、平成24年(2012)から平成29年(2017)の5年間では、平家屋敷「阿佐家住宅」修理事業を実施し、痕跡調査により200年前の本来の姿に戻った。整備後は公開し多くの観光客が訪れるようになった。

こうした背景により第2期計画においては、人口減少や少子高齢化の進展を背景に、維持管理が困難となる歴史的建造物の保存・活用や、「西祖谷の神代踊り」をはじめとする地域の祭礼行事・伝統文化等の継承に資する事業に重点的に取り組むとともに、池田町及び井川町に残る「うだつの町並み」の活動拠点施設の整備や無電柱化等による良好な景観の創出など、市街地及び市域全体での観光客の更なる回遊性の向上に資する事業を展開し、各課題の解消を目指す。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮し、地域住民や関連団体などと十分な協議調整をしたうえで実施する。また、国や県の補助金制度を有効に活用していくよう検討し、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

上記の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

(1) 歴史的建造物の保存と活用に関する事業

1. 歴史的建造物保存修理事業
2. 重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」保存修理事業
3. 登録有形文化財「山下家別邸」保存修理事業
4. 文化財の保存・修復と活用事業
5. 歴史的建造物等の公開及び活用事業

(2) 歴史的な建造物の資材確保に関する事業

- 6. 茅葺屋根葺き替え資材確保事業
- 7. 祖谷の蔓橋架け替え資材確保事業

(3) 歴史的風致を形成する周辺の景観整備に関する事業

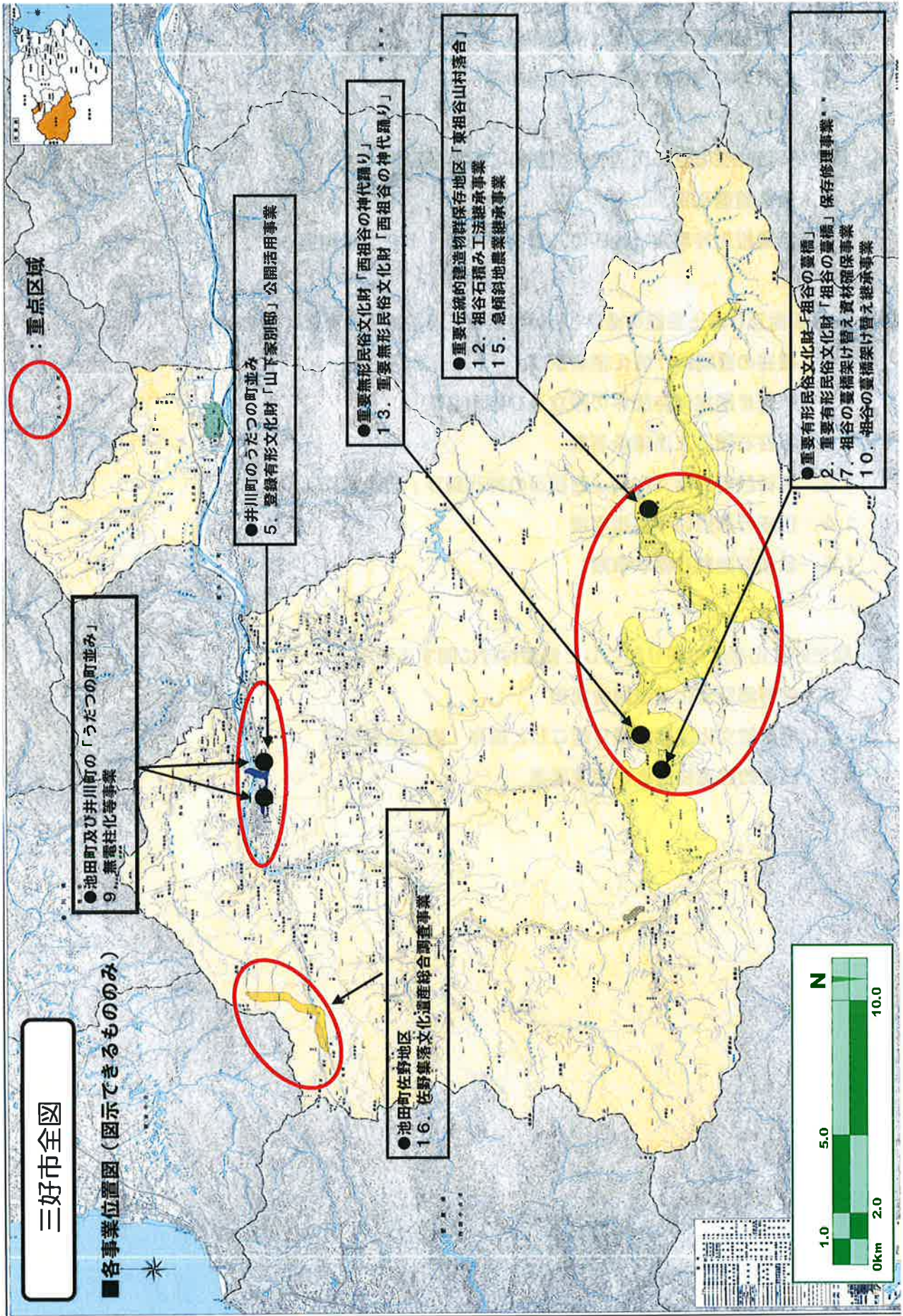
- 8. 景観整備事業
- 9. 無電柱化等事業（池田町及び井川町の「うだつの町並み」）

(4) 民俗芸能及び郷土芸能の継承と担い手及び伝統技術者の育成に関する事業


- 10. 祖谷の蔓橋架け替え継承事業
- 11. 茅葺き屋根保存団体の設立及び継承事業
- 12. 祖谷石積み工法継承事業
- 13. 重要無形民俗文化財「西祖谷の神代踊り」継承事業
- 14. 伝統行事担い手支援事業
- 15. 急傾斜地農業継承事業

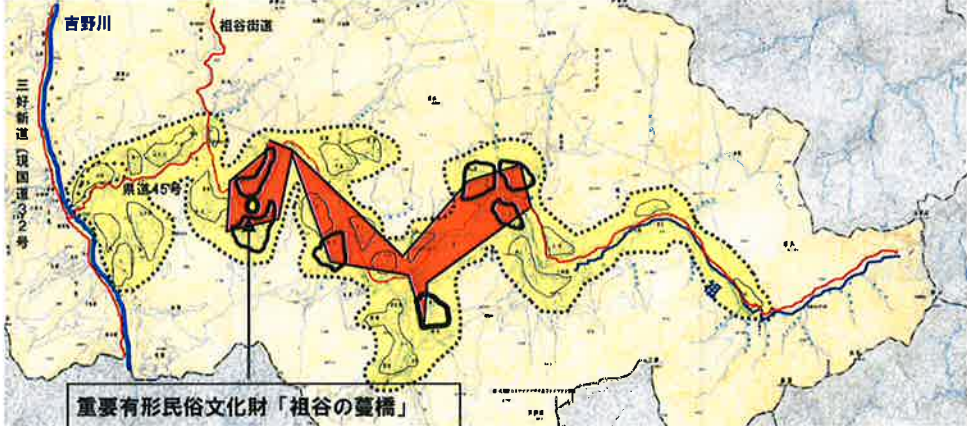

(5) 歴史的文化遺産の掘り起こしと価値付けに関する事業

- 16. 佐野集落文化遺産総合調査
- 17. 歴史的文化遺産の掘り起こしと保存・継承活動事業
- 18. 歴史的建造物空き家相談事業




(1) 歴史的建造物の保存と活用に関する事業

事業名	1. 歴史的建造物保存修理事業
事業主体	三好市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>歴史的建造物の保存・活用を図るために、空き家となった町家等を取得又は借り上げのうえ修理・修景を行い、地域の歴史的風致の核となる施設として整備する。</p> <p>■空き家古民家を滞在型施設とした整備</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の修理・修景を行うことによって、良好な町並みや山村集落の景観が保全されるとともに、地域の歴史的風致の核となる施設を整備することで、地域活性化が図られ歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

<p>事業名</p>	<p>2. 重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」保存修理事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>三好市・かずら橋保勝会</p>
<p>事業手法 (支援事業名)</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業期間</p>	<p>2019年度～2027年度</p>
<p>事業位置</p>	<p>● : 事業位置 ● : 重点区域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」の保存・活用を図るために、昭和30年より行われている3年に1度の架け替えを行う。また、中期では傷み見られる敷網や壁網の架け替えを行う。</p> <p>■祖谷の蔓橋架け替え状況</p> 
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p>	<p>歴史的風致の核となる施設の保存修理を行うことによって、良好な景観が保全される。文化財に対して地域住民の理解を得られるとともに、来訪者が回遊することに繋がり、地域活性化が図られ歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	3. 登録有形文化財「山下家別邸」保存修理事業
事業主体	三好市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	2019年度～2020年度
事業位置	<p>● : 事業位置 ● : 重点区域</p> <p>登録有形文化財「山下家別邸」</p>
事業概要	<p>重点区域である井川町の町並みにある、登録有形文化財「山下家別邸」の保存・活用を図るために、修理修景を実施する。</p> <p>■登録有形文化財「山下家別邸」 屋根の損傷及び、漆喰壁の損傷が見られる。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的風致の核となる施設の保存修理を行うことによって、良好な景観が保全される。また修理後は公開活用を行うことで、文化財に対して地域住民の理解を得られるとともに、来訪者が回遊することに繋がり、地域活性化が図られ歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	4. 文化財の保存・修復と活用事業
事業主体	三好市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>経年劣化による破損が見られる指定文化財等の適切及び定期的な保存修復を図る。また、修理関係者へ周知を行う等の研修を行い地域住民の維持管理及び活用を得られるよう実施する。</p> <p>■茅葺き屋根の刺し茅によるメンテナンス</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財の修理・修景を行うことによって、所有者をはじめ地域住民及び来訪者から文化財に対しての理解を高められることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。


事業名	5. 歴史的建造物等の公開及び活用事業
事業主体	三好市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>指定文化財の建造物（旧真鍋家住宅等）を維持管理しながら、地域住民や来館者に公開し、イベント等による公開事業を実施する。</p> <p>■旧真鍋家住宅で、子供達に歴史紙芝居を開催</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>指定文化財等の歴史的建造物の適切な公開及び維持管理により、良好な歴史的風致が形成されるとともに、地域住民及び来訪者から文化財に対する理解を高められることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(2) 歴史的な建造物の資材確保に関する事業

事業名	6. 茅葺き屋根葺き替え資材確保事業
事業主体	三好市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	<p>● : 事業位置 ● : 重点区域</p>
事業概要	<p>重点区域である祖谷地区には15棟の茅葺き屋根建造物があり、地区外には1棟がある。これら建造物の、茅葺き屋根維持管理のための茅（ススキ）の確保を実施する。それに伴い、茅の刈り方や締め方などについてもワークショップを開催する。</p> <p>■茅刈りイベントの様子</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>茅葺き屋根の建造物は、山村集落の景観を形成するうえで、欠かせない存在である。茅葺き屋根の材料（茅）確保を行いことにより、定期的に維持管理（刺し茅）を行うことができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

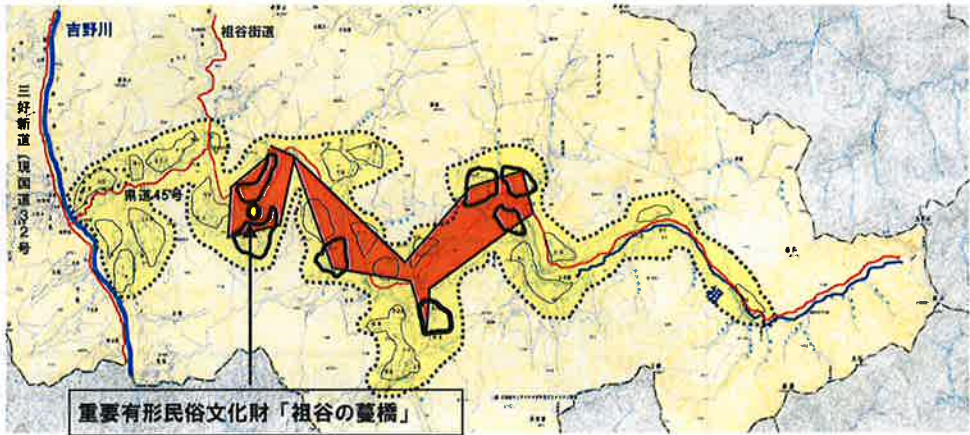

事業名	7. 祖谷の蔓橋架け替え資材確保事業
事業主体	三好市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	<p>● : 事業位置 ● : 重点区域</p>  <p>重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」</p>
事業概要	<p>重点区域の祖谷地区には、「祖谷の蔓橋」があり、昭和30年に文化財指定を受けてからは、3年に1度の架け替えが行われている。架け替え材料であるシラクチカズラは6t必要であり、近場で自生しているカズラは少なくなっている。こうした状況を踏まえ、シラクチカズラの苗木を作り3年程ポット苗で育成し山へ植樹する。</p> <p>■シラクチカズラ 苗木つくりの様子</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>苗木づくりを行い山へ植樹することにより、地域住民は貴重な資源であること気付かされ、文化財である蔓橋の保全に対する理解を高められることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



(3) 歴史的風致を形成する周辺の景観整備に関する事業

事業名	8. 景観整備事業
事業主体	三好市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>山村集落やうだつの町並みに見られる、伝統的建造物の周辺景観との調和のために行う修景に要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>■景観整備前 ■景観整備後</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の各エリアごとに適切な景観整備を行うことにより、良好な山村集落や町並みが形成される。また地域住民及び来訪者から文化財に対しての理解を高められることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



事業名	9. 無電柱化事業（池田町及び井川町）
事業主体	三好市
事業手法 （支援事業名）	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	<p>●：事業位置 ●：重点区域</p> 
事業概要	<p>池田町及び井川町の「うだつの町並み」における、連続した町屋通りの景観再生を図るため、景観を阻害している電線等を地中化するとともに、車道・歩道・側溝等についても町並みに調和した美装化整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="488 1565 895 1865">  <p>■池田町</p> </div> <div data-bbox="932 1565 1339 1865">  <p>■井川町</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>無電柱化等の実施により、伝統的な町並み景観の再生が図られるとともに、歩行空間の魅力が高まることで観光客の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


(4) 民俗芸能及び郷土芸能の継承と担い手及び伝統技術者の育成に関する事業



事業名	10. 祖谷の蔓橋架け替え継承事業
事業主体	三好市・かずら橋保勝会
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	<p>● : 事業位置 ● : 重点区域</p>  <p>重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」</p>
事業概要	<p>重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」の架け替え保存会の会員数の増加を図る（募集）。また蔓橋のこれまでの歴史や架け替え技術を継承するための、ワークショップを開催する。</p> <p>■かずら橋保勝会による架け替えの様子</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>3年に1度行われている架け替えは、蔓の巻き方や橋の揺れを緩和するための蔓の巻く場所が決まっている。こうした先人の残してきた知恵を継承することで、貴重な文化財を後世に残すことができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	11. 茅葺き屋根保存団体の設立及び継承事業
事業主体	三好市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>三好市に点在する茅葺き屋根建造物は、16棟ある。茅葺き屋根は定期的なメンテナンス（刺し茅）を怠ると耐用年数が著しく短くなる。伝統的建造物を長期維持するために、市民による保存会を設立し講師を招きワークショップを行う等の各種事業に対する助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>■刺し茅による定期的メンテナンス</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■茅葺き屋根建造物</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	保存会を設立し、技術の育成を行うことによって文化財の理解を深めることができる。また茅葺き屋根建造物の維持管理が定期的に行われることで観光客の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。


<p>事業名</p>	<p>12. 祖谷石積み工法継承事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>三好市</p>
<p>事業手法 (支援事業名)</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業期間</p>	<p>2019年度～2027年度</p>
<p>事業位置</p>	<p>● : 事業位置 ● : 重点区域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>山村集落では、歴史的景観の象徴として石積みが、多く残されており所有者や、地域の住民で定期的にメンテナンスされている。しかし、建造物同様に少子高齢化に伴い人口減少によって、メンテナンスが行き届かなくなっている。これにより、近年の異常気象に伴い石積みの崩落が多くみられるようになった。こうした状況から、祖谷の石積み工法を継承する実施研修等を行う。</p>  <p>■東祖谷落合の石積みの風景</p>
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p>	<p>技術の育成を行うことによって、文化財の理解を深めることができ、維持管理が定期的に行われる。また山村集落の景観も守られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


<p>事業名</p>	<p>13. 重要無形民俗文化財「西祖谷の神代踊り」継承事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>三好市・神代踊り保存会</p>
<p>事業手法 (支援事業名)</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業期間</p>	<p>2019年度～2027年度</p>
<p>事業位置</p>	<p>● : 事業位置 ● : 重点区域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」の位置する善徳集落にある、重要無形民俗文化財「西祖谷の神代踊り」が旧暦6月25日に善徳天満宮において奉納されている。</p> <p>しかし近年は、少子高齢化に伴い踊り手が徐々に少なくなっている。こうした現状を踏まえ、保存会より西祖谷の地元小中学生に継承を実施する。行政としては、祭礼に使用する衣装や道具の損傷に対して助成を実施する。</p> <p>■地元の子供達による神代踊りの様子</p> 
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p>	<p>伝統行事への人材育成を図ることにより、民俗芸能に対する意識向上に繋がり、高い志をもった人材が確保され組織体制の維持に繋がる。また併せて伝統行事も持続が可能となり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


事業名	14. 伝統行事担い手支援事業
事業主体	三好市・各保存会
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>祭礼行事などの伝統行事の継続に苦慮している地域において、人材確保を図るため、地域内外から伝統行事の担い手として高い志を持った人を募り、伝統行事の実施団体と支援希望者を繋げさせるための人材登録及び斡旋を目的とした仕組みの構築及び組織化を図る。</p> <p>■佐野神社秋祭りの様子</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>伝統行事への人材支援の仕組みの構築及び組織化を図ることにより、地域の伝統行事のことに真剣に取り組む高い志をもった人材が確保され、祭礼行事などの伝統行事の持続が可能となり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

<p>事業名</p>	<p>15. 急傾斜地農業継承事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>三好市・祖谷脱穀生産組合</p>
<p>事業手法 (支援事業名)</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業期間</p>	<p>2019年度～2027年度</p>
<p>事業位置</p>	<p>● : 事業位置 ● : 重点区域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>人口減少が著しい祖谷地域において、急傾斜地農業の担い手不足が深刻化している。急傾斜地を利用した農業では、祖谷名物である蕎麦をはじめとした独自の食材が作られてきた。こうした急傾斜地農業の伝統技術を、祖谷への移住者や地元の小中学生に体験及び継承することによって、祖谷地域の伝統的な農耕技術の維持及び保存を図る。</p> <p>■急傾斜地での農作業</p> 
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p>	<p>急傾斜地の伝統的な農耕技術の維持及び保存を図ることにより、地域の耕作放棄地に真剣に取り組む高い志をもった人材が確保され、急傾斜地農業が持続されるとともに、自然環境の保全も図ることができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(5) 歴史的文化遺産の掘り起しと価値付けに関する事業

事業名	16. 佐野集落文化遺産総合調査
事業主体	三好市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	<p>事業範囲：●の重点区域全域</p> 
事業概要	<p>佐野地区の香川県及び愛媛県の交流文化による歴史的資料の発掘や、古民家や屋敷構え等を調査し地域の歴史・文化の掘り起こしを行い、他地域の違いを明確にし、新たな歴史的文化遺産の掘り起しと価値づけを行う。併せて、伝統行事等についても悉皆的調査を行い保存及び伝承を図る。</p> <p>■登録有形文化財である「古本家住宅」の家相図。この資料により過去に曳家で移動させていたことが確認できた貴重な資料</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>総合調査を実施することで、地域に歴史的文化遺産への保護や活用の理解が得られる。これに伴い保存及び伝承を図ることができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	17. 歴史的文化遺産の掘り起しと保存・伝承事業
事業主体	三好市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>市内に残る歴史的文化遺産の総合調査を行うことで、新たな歴史的文化遺産の掘り起しと価値づけを行う。併せて、それぞれの地域によって伝わり行われている伝統行事等についても悉皆的調査を行い保存及び伝承を図る。</p> <p>■山村集落の暮らし等について聞き取り</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	総合調査を実施することで、地域に歴史的文化遺産への保護や活用の理解が得られる。これに伴い保存及び伝承を図ることができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	17. 歴史的建造物空き家相談事業
事業主体	三好市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	2019年度～2027年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>市内の文化財指定・登録・選定を受けている歴史的建造物は約100棟あるが、少子高齢化に伴い空き家が増加し、多くの所有者が保存活用に頭を悩ませている。こうした状況から空き家相談窓口の設置や空き家相談会を開催する。</p> <p>■井川町辻の空き家を地域住民で活用 (写真はお盆時の空き家BARとして活用しているもの)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>空き家相談会を実施することで、所有者のみならず地域全体に歴史的建造物の保護や活用の理解が得られると同時に、歴史的な町並みや集落景観が維持され歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域内の歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上を図る上で、必要かつ重要なものを指定する。祖谷川流域「祖谷地区」においては、平家落人伝説に関わる建造物、農村集落の景観上重要な民家、無形の民俗文化財等の舞台となる民家及び寺院、神社などが該当する。また、これらに関連する石造物等の工作物も対象とする。

馬路川流域「佐野地区」においては、遍路道沿いの町並みを形成している民家及び神社などが該当する。また遍路道に関連する石造物等の工作物も対象とする。

吉野川中流域「池田町及び井川町地区」においては、主にうだつの町並みを形成している町家、武家住宅、寺院、神社建築及びこれらに関連する石造物、門等の工作物が該当する。また、周辺の田園地帯に築造された工作物等も対象とする。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

以下のいずれかに該当するものとする。

- 1 意匠、技術が優れているもの
- 2 歴史性、地域性、希少性の観点から保全を必要とするもの
- 3 外観が景観上の特色を有するもの
- 4 所有者、管理者等による適切な維持管理及び一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあるもの
- 5 概ね築50年程度経過しているもの

(3) 歴史的風致形成建造物の対象

重点区域内における国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物群を構成している建造物を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものとする。

1 国登録文化財及び県、市指定有形文化財等

国登録文化財、県、市の指定有形文化財（建造物）及び県、市指定遺跡を構成する建造物、重要伝統的建造物群保存地区に選定されていない伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物など、文化財として指定等が行なわれている建造物のうち、本計画で設定する重点区域内に位置し、歴史的風致を形成し、また、歴史的風致の維持及び向上のためにその保存を図る必要があると認められるものを歴史的風致形成建造物として指定する。

2 景観法第19条に基づく景観重要建造物

未指定の歴史的建造物のうち、文化財調査を実施し、歴史的、文化的、技術的等の価値が認められたもので、重点区域の歴史的風致維持向上のためにその保存を図る必要があると特に市長が認めるものを歴史的風致形成建造物として指定する。

3 歴史的風致を形成していた歴史的建造物

重点区域において、過去に区域の歴史的風致を形成していた建造物のうち、これを復原し、かつ公開することが区域の歴史的風致の維持向上のために特に必要と認められるものは、これを復原した後、歴史的風致形成建造物として指定する。この復原を行うことについては、三好市文化財保護審議会、又は三好市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮り、市長が決定するとともに、史料に基づいた適切な復原を行うものとする。

(4) 歴史的風致形成建造物の今後の保存

歴史的風致形成建造物の計画期間後の保存については、指定及び登録文化財については継続して文化財保護法、文化財保護条例等により保存を図る。未指定文化財については、景観法に基づく景観計画において景観重要建造物として指定し、今後の保存を図る。

(5) 歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上を図る観点から、所有者、管理者等による適切な維持管理及び活用が求められる。必要に応じて、その復原、復旧を含む保存修理等を行う場合には、以下のことを遵守するよう周知を図る。

1 国の登録文化財、景観重要建造物としての指定と重複するもの

登録有形文化財建造物、登録有形民俗文化財、登録記念物については、文化財保護法に定められる現状変更等の規定に基づき、適切な維持修理を行い、公開施設として活用を図る。景観法に基づく景観重要建造物等については、景観計画に定める規制措置等に基づき適切な整備を施す。

2 県及び市指定文化財としての指定と重複するもの

県指定及び市指定の文化財となっているものについては、関連条例（徳島県文化財保護条例、三好市文化財保護条例）に定められる現状変更行為等の規制に基づき、適切な維持管理を行い、公開施設として活用を図る。

3 歴史的風致形成建造物としてのみ指定を行うもの

歴史的風致形成建造物としてのみ指定を行う建造物については、指定後は、文化財調査を行い、文化財指定や文化財登録等を進める。また、平成22年度策定の景観計画では、これらの歴史的風致形成建造物を景観重要建造物として指定していく予定である。

保存については、修復等に関わる専門的な技術的指導や補助、助成制度を積極的に活用し、所有者の維持負担を軽減しながら、保存活動を推進する。

また、積極的な公開、活用が図られよう所有者等との協議を進め、その体制整備を図る。

4 届け出不要の行為

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の行為とする。

- 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- 徳島文化財保護条例第8条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第18条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合及び第35条第1項に基づく徳島県指定史跡について、同条例39条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合。
- 三好市文化財保護条例第13条第1項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第27条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合。
- 三好市伝統的建造物群保存地区保存条例第2条第1項に規定する伝統的建造物（重要伝統的建造物群保存地区のものを除く。）について、同条第6条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。


6. 歴史的風致形成建造物の候補

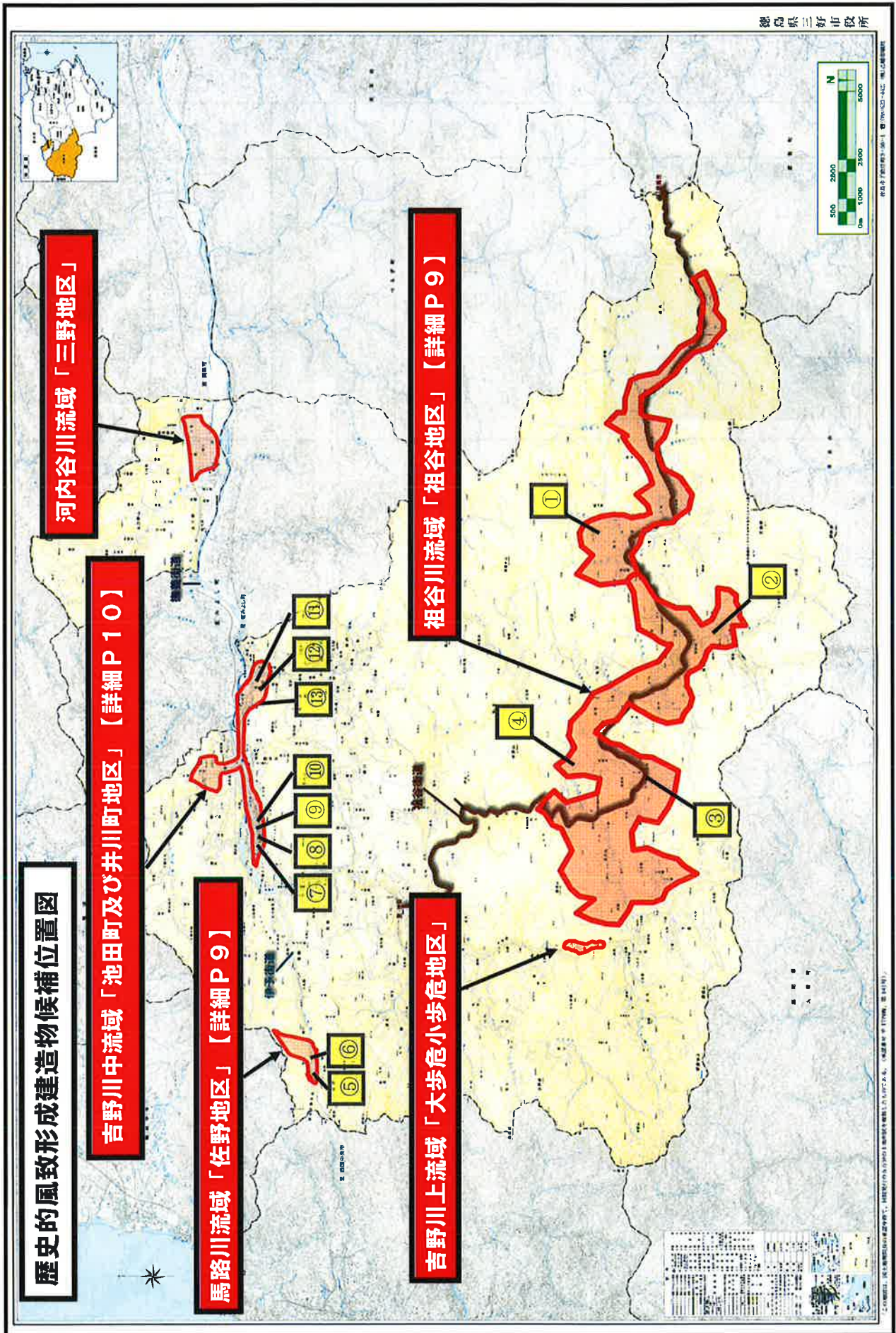
重点区域において、歴史的風致形成建造物の候補は以下のとおりである。

番号	名称	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致
1	○三所神社 	東祖谷落合 (重要伝統的建造物群保存地区「東祖谷山村落合」地区内)	三所神社	江戸時代 (年代不詳)	吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致
2	○旧阿佐家住宅(県指定文化財) 	東祖谷阿佐	三好市	江戸時代 (文久2年 (1862))	吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致
3	○蔓橋地藏尊 	西祖谷山村善徳	個人	江戸時代 (文政12年 (1829))	吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致
4	○天満宮 	西祖谷山村善徳	天満宮	昭和19年	吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致

番号	名称	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致
5	○古本家住宅 (登録有形文化財) 	池田町佐野	個人	明治初期 (年代不詳)	吉野川支流馬路川流域 に残る歴史的風致
6	○佐野神社 	池田町佐野	佐野神社	明治後期 (年代不詳)	吉野川支流馬路川流域 に残る歴史的風致
7	○旧真鍋家住宅 (市指定文化財) 	池田町マチ	三好市	大正15年	吉野川中流域に残る 歴史的風致
8	○馬宮家住宅 	池田町サラダ	個人	明治	吉野川中流域に残る 歴史的風致

番号	名称	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致
9	○武家門（市指定文化財） 	池田町サラダ	個人	江戸時代	吉野川中流域に残る歴史的風致
10	○中和商店 	池田町サラダ	個人	昭和32年	吉野川中流域に残る歴史的風致
11	○芳水酒蔵 	井川町辻	個人	大正初期 (年代不詳)	吉野川中流域に残る歴史的風致
12	○今宮神社（登録有形文化財） 	井川町辻	今宮神社	大正5年	吉野川中流域に残る歴史的風致

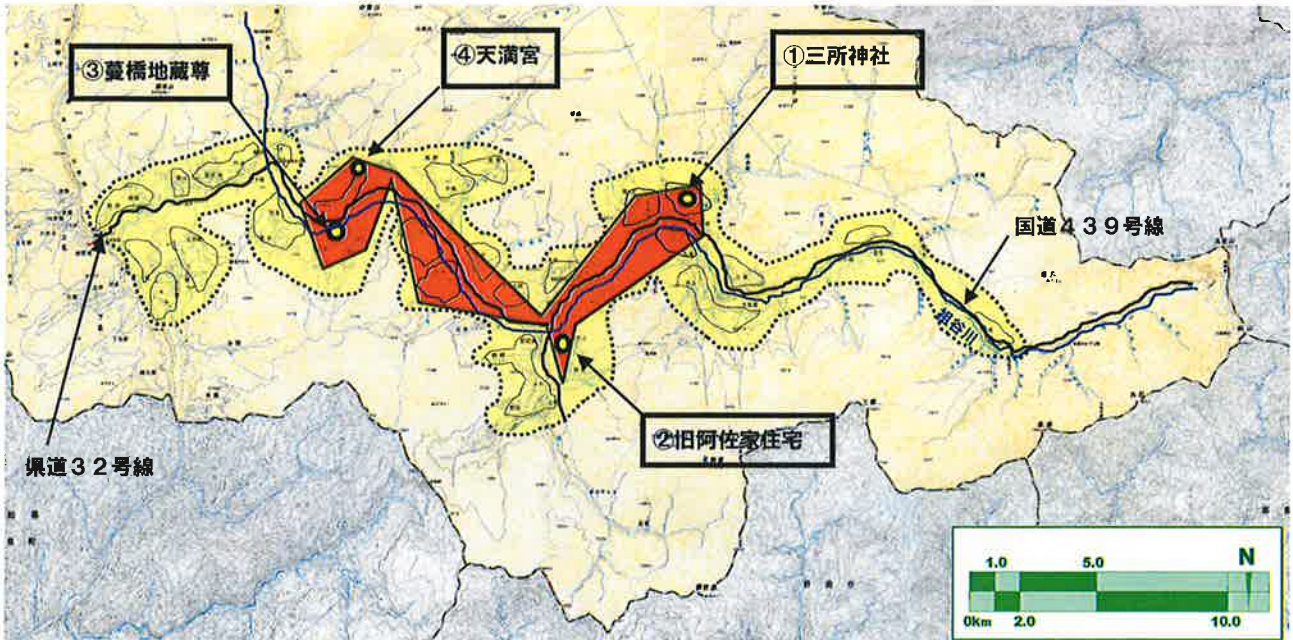
番号	名称	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致
13	○山下家別邸（登録有形文化財） 	井川町辻	三好市	大正 (年代不詳)	吉野川中流域に残る 歴史的風致



祖谷川流域「祖谷地区」

● : 重点区域

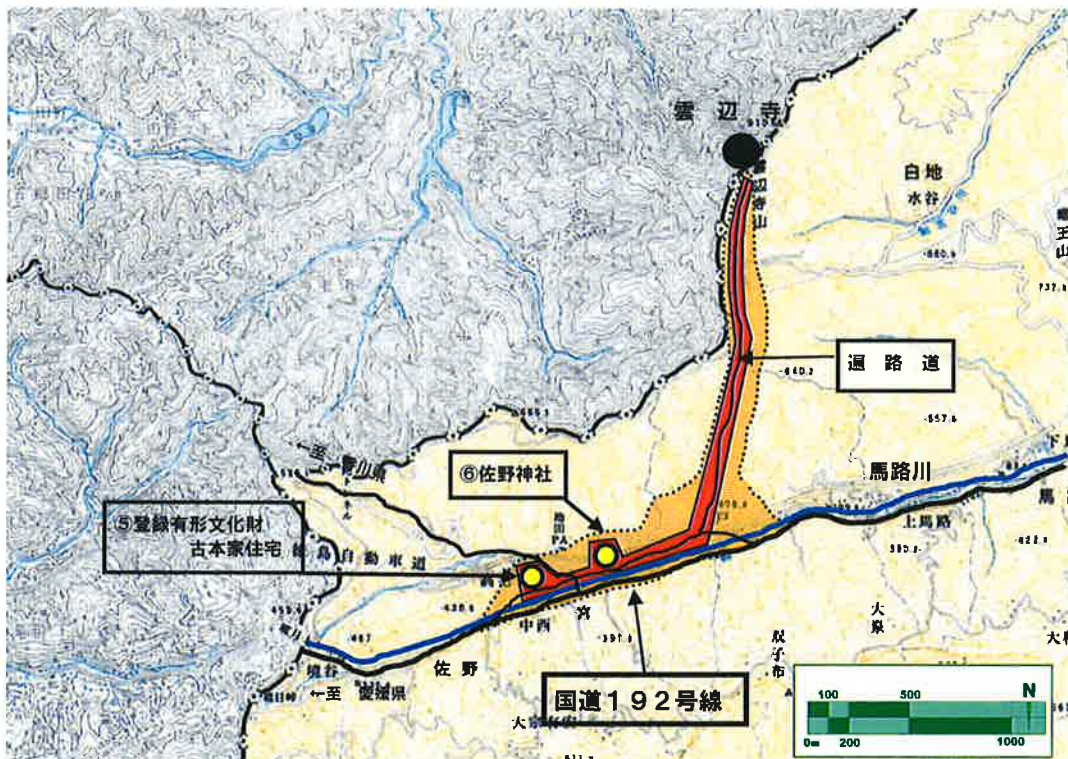
■ : 歴史的風致エリア



馬路川流域「佐野地区」

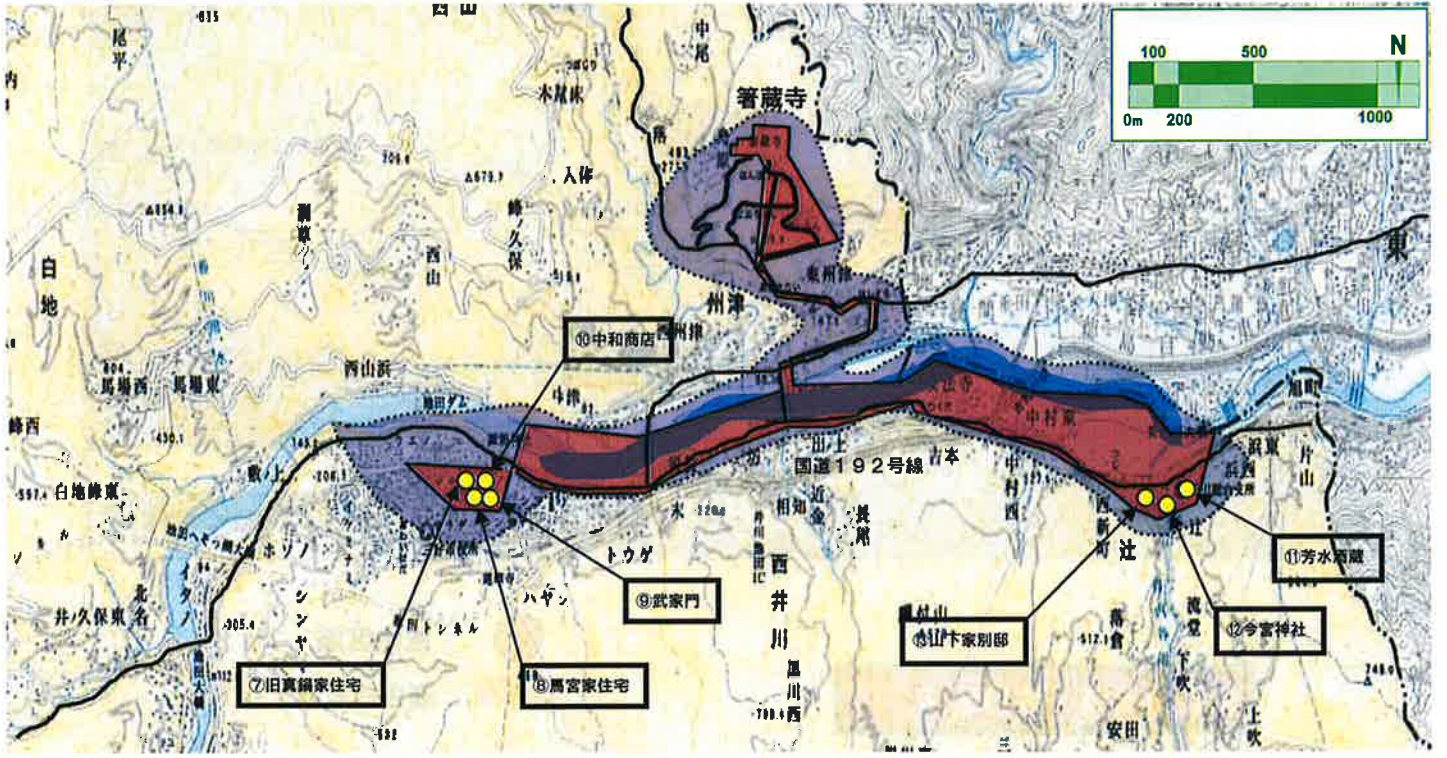
● : 重点区域

■ : 歴史的風致エリア



吉野川中流域「池田町及び井川地区」

- : 重点区域
- : 歴史的風致エリア





市章

(平成18年3月1日制定)

「m」の字を剣山・吉野川・祖谷渓谷などの地勢をモチーフに「自然が生き活き、人が輝く交流の郷」と未来を見つめ、強調し、飛躍発展する姿を表現しています。上部の円は、その集中力をも表しています。



三好市の花「さぎそう」



三好市の木「もみじ」



三好市の鳥「めじろ」



三好市歴史的風致維持向上計画
(第2期)

〈発行日〉

平成31年3月1日

〈発行〉

三好市教育委員会 文化財課

〒778-0003 徳島県三好市池田町サラダ1737番地1

TEL : 0883-72-3910 FAX : 0883-72-3916 [http : //www.miyoshi.ed.jp/](http://www.miyoshi.ed.jp/)